



**第6期春日市障がい福祉計画及び
第2期春日市障がい児福祉計画**

**令和3年3月
春日市**



はじめに

本市では、平成18年3月に施行された障害者自立支援法に基づき、平成19年3月に「春日市障がい福祉計画」を策定しました。その後、3か年ごとに本計画を見直し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進してまいりました。

また、令和2年3月には、障害者基本法に基づき、令和2年度から8年度までの本市の基本的な障がい福祉施策や目標を定めた「第5次春日市障がい者福祉長期行動計画（春日市障がい者あったかプラン）」を策定し、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人権を尊重し合いながら、差別されることなく、地域の中で暮らせるまちづくりを目指しています。

本市では、これらの計画に基づいて、障がいのある人の自立と社会参加の促進や障害福祉サービス等の充実、様々な障がいのある人に対する施策を推進しています。

今回、「第5期春日市障がい福祉計画及び第1期春日市障がい児福祉計画」の見直し時期であることを受け、令和3年度から5年度までの3か年を計画期間と定め、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨等を踏まえた新たな障害福祉サービス等の整備計画として「第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画」を策定しました。

今後も、市民の皆様をはじめ、サービス事業者や関係団体の皆様の御理解と御協力をいただきながら、将来都市像『住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～』の実現をめざし、努力を続けてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係団体の皆様に多大なる御協力を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

春日市長 井上 澄和



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国が示す基本指針	3
3 春日市の計画の目指す姿	5
4 春日市の計画の方向性	5
5 計画の位置づけ	7
6 計画の期間	8
7 計画の策定体制と過程	8
第2章 春日市の現状	10
1 春日市の現状	10
2 アンケート調査結果からみえる現状	19
3 成果目標の達成状況	33
4 障害福祉サービスの利用状況の推移	37
5 地域生活支援事業の利用状況の推移	43
第3章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込み量	47
1 成果目標及び活動指標	47
2 障害福祉サービスの見込み量	52
3 地域生活支援事業の見込み量	57
4 その他事業について	59
第4章 計画の推進体制	60
1 計画の推進のために	60
資料編	61
障がい福祉に関するアンケート調査結果	61
春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会設置要綱.....	78
春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会委員名簿.....	79
策定経過	80
用語解説	81



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある全ての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、共に支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行し、障がい者の定義に難病等を追加するとともに、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等を図っています。

平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ってきました。

また、国の基本指針では、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれる等、見直しがなされています。

本市においては、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「第5次春日市障がい者福祉長期行動計画」を令和2年3月に策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進することとしています。

このような中、計画期間が令和2年度末までである「第5期春日市障がい福祉計画及び第1期春日市障がい児福祉計画」を見直し、ニーズに応じた障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに「第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画」を策定します。

障がい者に関する主な法制度の動向

年	法制度の動向
平成 24 年	障害者虐待防止法の施行 ・障がい者に対する虐待の禁止 等 児童福祉法の一部改正 ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 等
平成 25 年	障害者総合支援法の一部施行 ・障がい者の範囲に難病等を追加 ・地域生活支援事業の追加 等 障害者優先調達推進法の施行 ・国、地方公共団体及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障がい者就労施設等から相当程度の物品を調達していることに配慮 等 障害者雇用促進法の改正 ・雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める
平成 26 年	障害者総合支援法の一部施行 ・障がい支援区分への名称、定義の改正 ・重度訪問介護の対象拡大 等
平成 27 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 ・難病に関する医療や施策の基本方針の策定 ・公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 等
平成 28 年	改正発達障害者支援法の施行 ・発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正 障害者差別解消法の施行 ・差別的取り扱いの禁止 ・合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等
平成 29 年	—
平成 30 年	改正障害者総合支援法の施行 ・障がい者の望む地域生活の支援 ・障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保、向上に向けた環境整備等 障害者雇用促進法の一部施行 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える 改正バリアフリー法の施行 ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 等 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ・文化芸術を鑑賞、参加、創造できるための環境整備そのための支援を促進
令和元年	—
令和 2 年	—

|| 2 国が示す基本指針

国が示す基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及びその他自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成することになります。

国が示す基本指針の概要

項目	内容
①地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を希望する人が、地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制を整備する
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援についても事業目的を踏まえた上で提供体制確保に係る目標を設定する ・就労定着支援の更なるサービス利用を促進する
④「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向けた、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む ・地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組む
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する ・発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する

項目	内容
⑥障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化による地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児の支援にあたって、ニーズを把握するとともに、ニーズの多様化を踏まえ協議会の活用等、役割や体制の検討を行う
⑦相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う
⑧障がい者の社会参加を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進や視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する
⑨障害福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、障害福祉サービスが多様化する中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する
⑩障がい福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、この基本指針をベースとしつつ、本市の状況やニーズ等を踏まえた上で、本市の計画の目指す姿や方向性、具体的な成果目標等を定めます。

|| 3 春日市の計画の目指す姿

第5次春日市障がい者福祉長期行動計画（春日市障がい者あったかプラン）では、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、本計画の目指す姿も同様とします。

障がいのある、ないにかかわらず、
すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、
地域で支え合いながら生き生きとした
人生を送ることができる社会



|| 4 春日市の計画の方向性

国が示している「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の基本的理念等を基に本市の計画の方向性を定めます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 地域生活への移行、継続支援、就労支援等

入院や入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者の生活を地域全体で支える体制の整備を進めます。

(3) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けての取組を推進します。

(4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、教育等の関係機関と連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(5) 相談支援体制の充実

相談支援の中核的な役割を担う「春日市障がい者基幹相談支援センター」を中心に、複合的な課題等に対応するため、他の関係機関との連携強化に努め、障がい者のニーズに、きめ細やかに対応します。

(6) 障がい福祉人材の確保

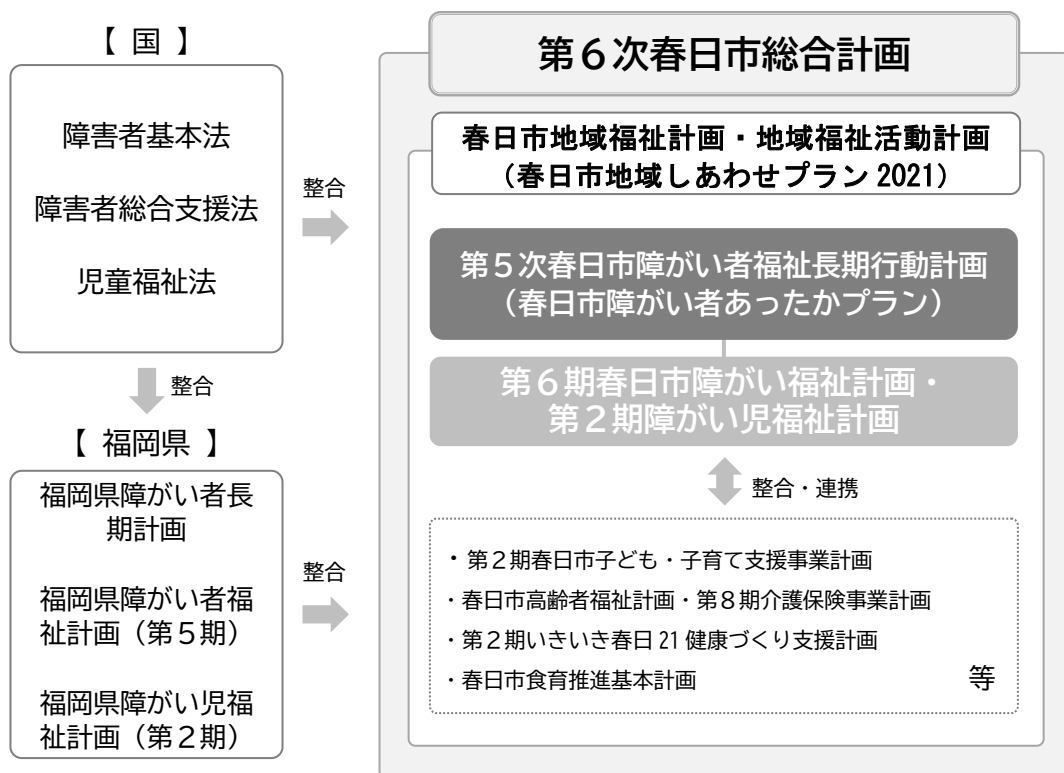
将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施するため、多職種間の連携の推進を図るとともに障がい福祉事業所等と連携して人材確保に努めます。

※「障がい者」は障がい児・者の両方を含んでいます。

5 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に定める「障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20の規定に定める「障害児福祉計画」を一体として策定するもので、国の基本指針に則して、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策等を定める計画です。

また、本計画は、上位計画である「第6次春日市総合計画」や「春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画（～春日市地域しあわせプラン2021）」、障害者基本法に基づく「春日市障がい者福祉長期行動計画（春日市障がい者あったかプラン）」等、他の保健福祉関連計画との整合性を保つものとしします。



6 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		第5次春日市障がい者福祉長期行動計画 (春日市障がい者あったかプラン) 令和2～令和8年度			
	第4次春日市障がい者 福祉長期行動計画				
		第5期春日市障がい福祉計画・ 第1期春日市障がい児福祉計画	第6期春日市障がい福祉計画・ 第2期春日市障がい児福祉計画		

7 計画の策定体制と過程

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の生活実態、行政に対する要望等を把握するために、市内在住の障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

- 調査地域 春日市
- 調査対象 春日市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの利用者
- 調査方法 郵送による配布、回収
- 調査期間 令和2年6月16日から令和2年7月3日まで

配布数	有効回答数	有効回答率
5,068通	2,160通	42.6%

(2) 検討協議会の設置

本市の障がい福祉施策状況や障がい者の意向に則した計画を策定するため、「春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会」を設置し、年6回開催しました。

当協議会は、保健・医療・教育・福祉・地域の関係者のほか、障がい者団体や当事者の代表者を委員とし、議論、検討を重ねました。

(3) パブリックコメントの実施

令和3年1月に計画案を公表し、市民から意見聴取を行いました。



第2章

春日市の現状

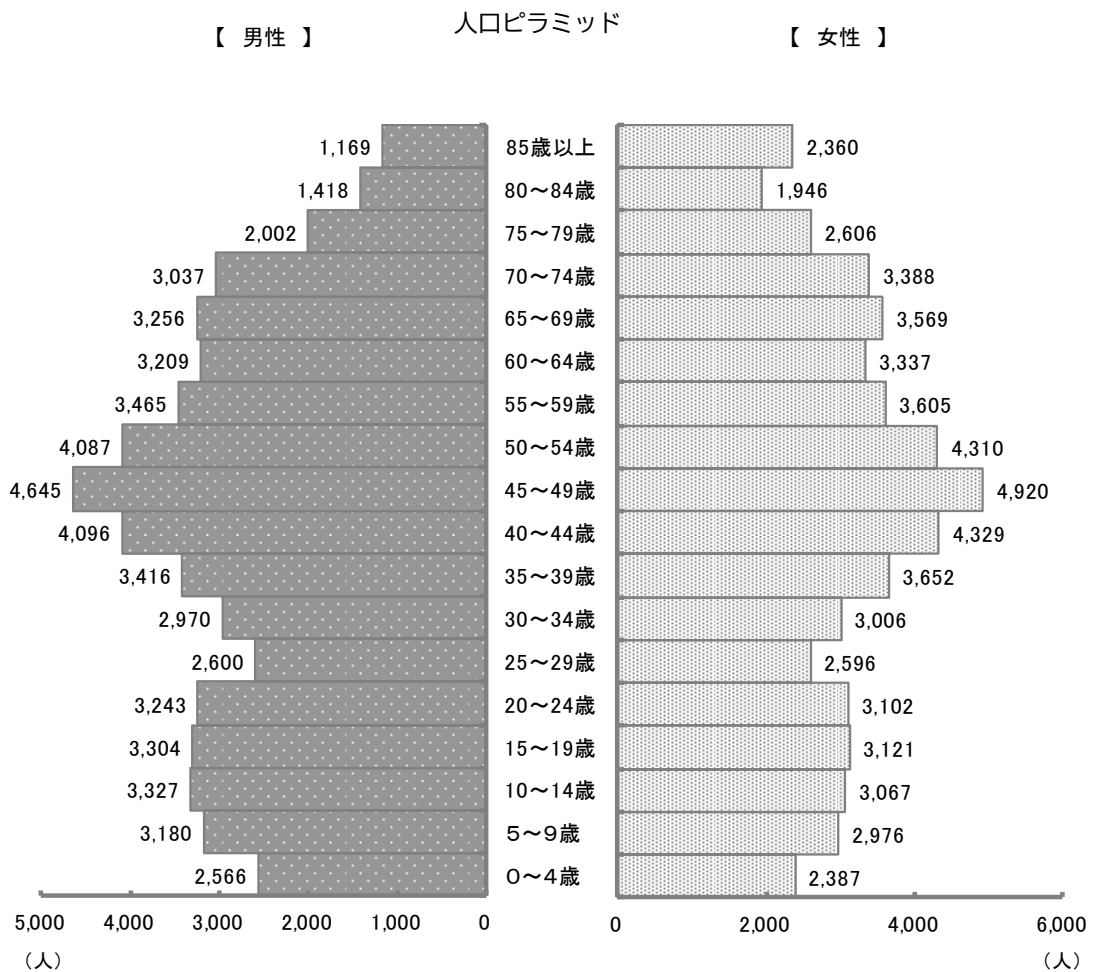
1 春日市の現状

(1) 人口の状況

① 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は令和元年度末現在113,267人であり、うち、男性は54,990人、女性は58,277人となっています。そのうち、高齢者の人口は24,751人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は21.9%となっています。

高齢化率は男性（19.8%）よりも女性（23.8%）の方が高くなっています。



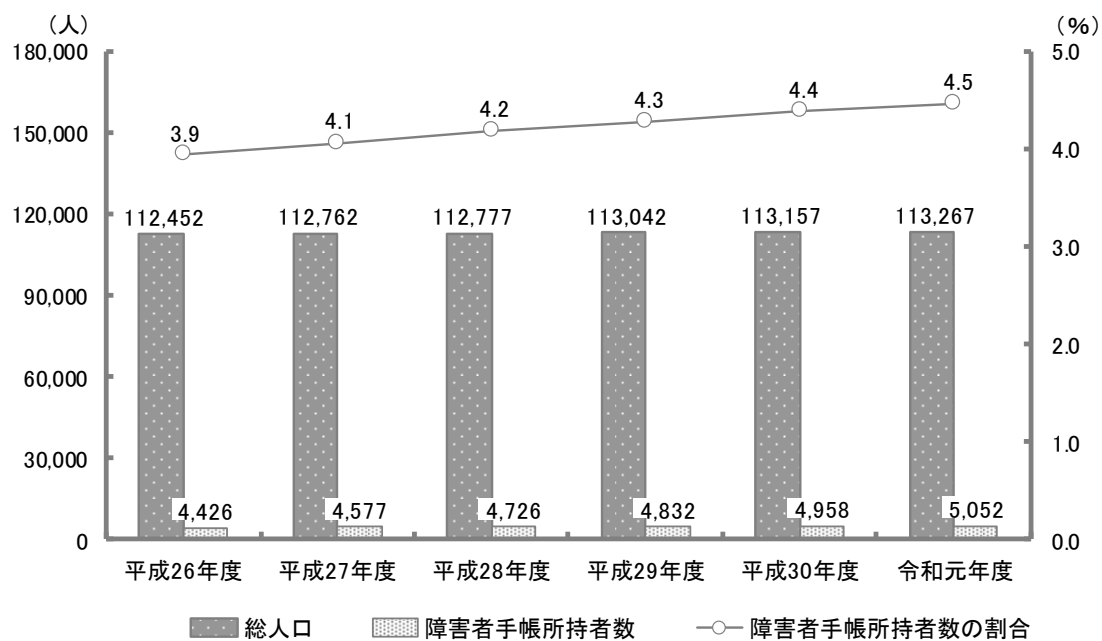
資料：住民基本台帳（令和元年度末現在）

(2) 障がい者の状況

① 総人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、年々増加しています。障害者手帳所持者数も、年々増加し、令和元年度末現在5,052人となっています。総人口に占める障害者手帳所持者の割合も4.5%と年々増加しています。

人口、障害者手帳所持者数の推移

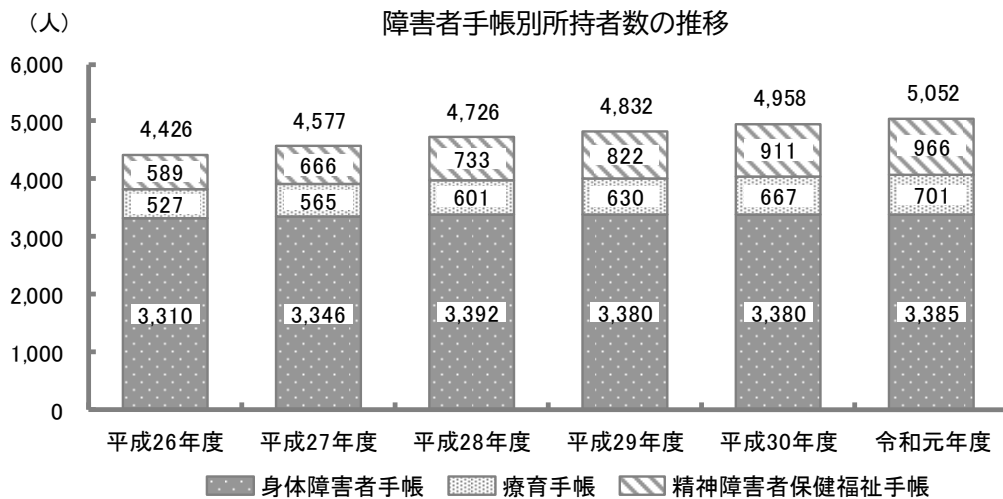


資料：人口は住民基本台帳（各年度末現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年度末現在）

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は近年横ばいとなっており、令和元年度末現在3,385人となっています。

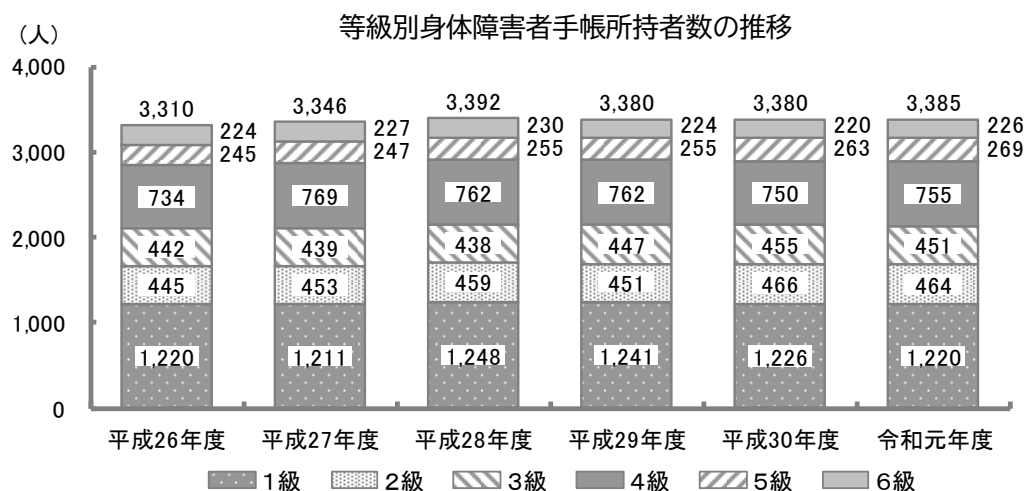
また、療育手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度末現在701人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加し、平成26年度から1.64倍と増加率が最も高く、令和元年度末現在966人となっています。



(3) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

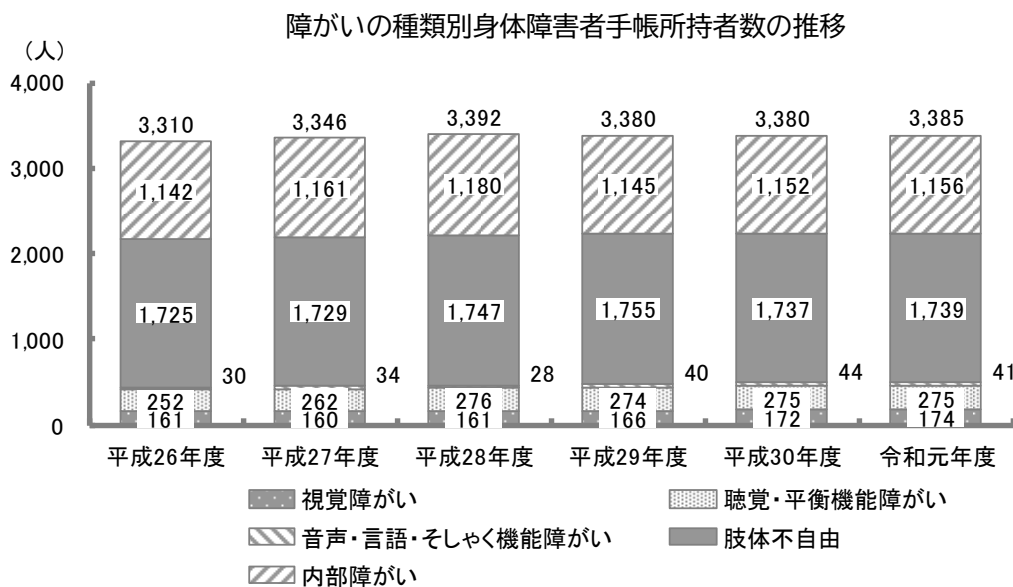
等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在では、1級の手帳所持者数が1,220人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が755人となっています。また、平成26年度に比べ、5級の手帳所持者数の増加率が1.10倍と最も高くなっています。



② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由が令和元年度末現在1,739人（51.4%）と最も多く、次いで内部障がいが1,156人（34.2%）となっています。また、平成26年度に比べ、全ての障がいの種類が増加しています。

年齢区分別身体障害者手帳所持者数をみると、65歳以上が70.0%を占めています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

年齢区分別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
視覚障がい	4	59	111	174
聴覚・平衡機能障がい	3	77	195	275
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	11	30	41
肢体不自由	34	541	1,164	1,739
内部障がい	26	261	869	1,156
合計	67	949	2,369	3,385

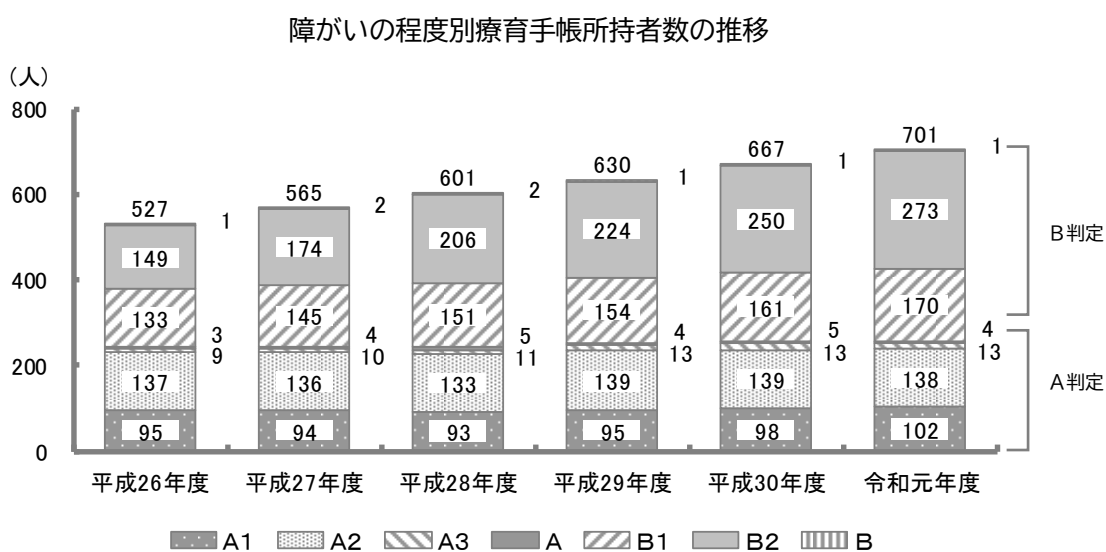
資料：庁内調べ（令和元年度末現在）

(4) 療育手帳所持者の状況

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移をみると、B判定の手帳所持者数は年々増加しています。

年齢区分別療育手帳所持者数をみると、A判定の手帳所持者数が令和元年度末現在257人、B判定の手帳所持者数が444人となっています。また、18歳未満が35.1%を占めています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

年齢区分別療育手帳所持者数

単位：人

	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	合計
A判定	67	176	14	257
A1	24	76	2	102
A2	40	93	5	138
A3	3	7	3	13
A	0	0	4	4
B判定	179	260	5	444
B1	39	127	4	170
B2	140	132	1	273
B	0	1	0	1
合計	246	436	19	701

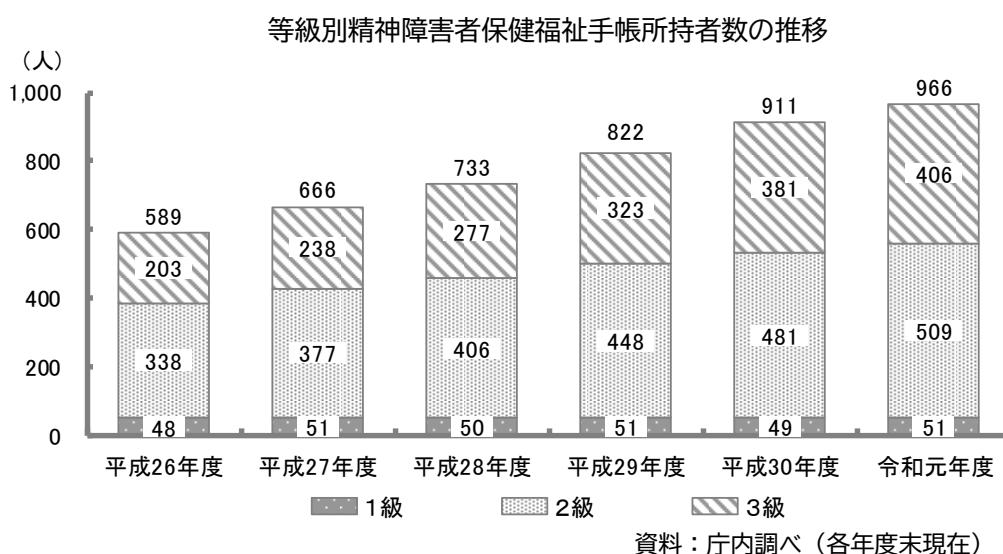
資料：庁内調べ（令和元年度末現在）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2級の手帳所持者数が令和元年度末現在509人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が406人となっています。また、2級、3級の手帳所持者数は年々増加しています。

年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、18歳以上65歳未満が82.0%を占めています。



年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

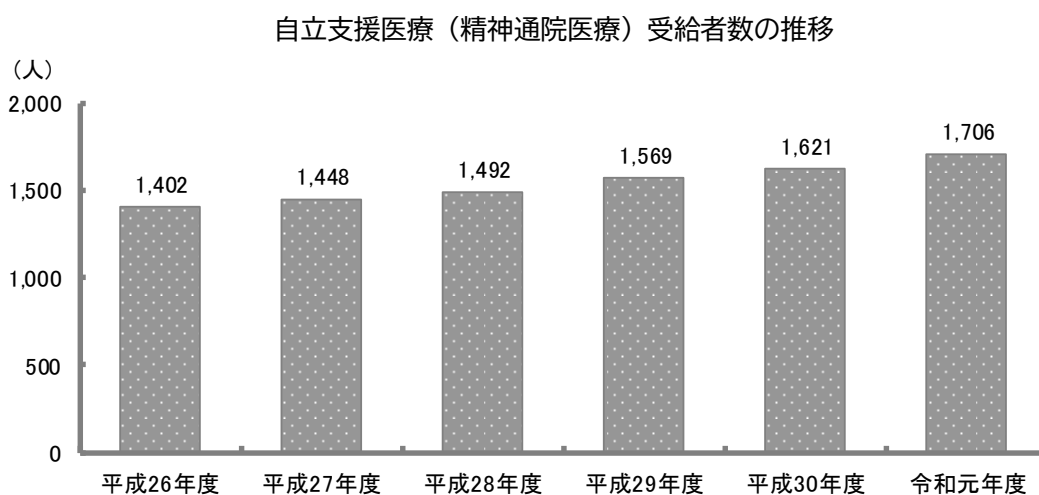
	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
1級	0	30	21	51
2級	31	433	45	509
3級	42	329	35	406
合計	73	792	101	966

資料：庁内調べ（令和元年度末現在）

② 自立支援医療受給者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持の有無に関わらず利用することができる自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和元年度末現在1,706人で、年々増加しています。

年齢区分別自立支援医療受給者数をみると、18歳以上65歳未満が82.2%を占めています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

年齢区分別自立支援医療（精神通院医療）利用者数

単位：人

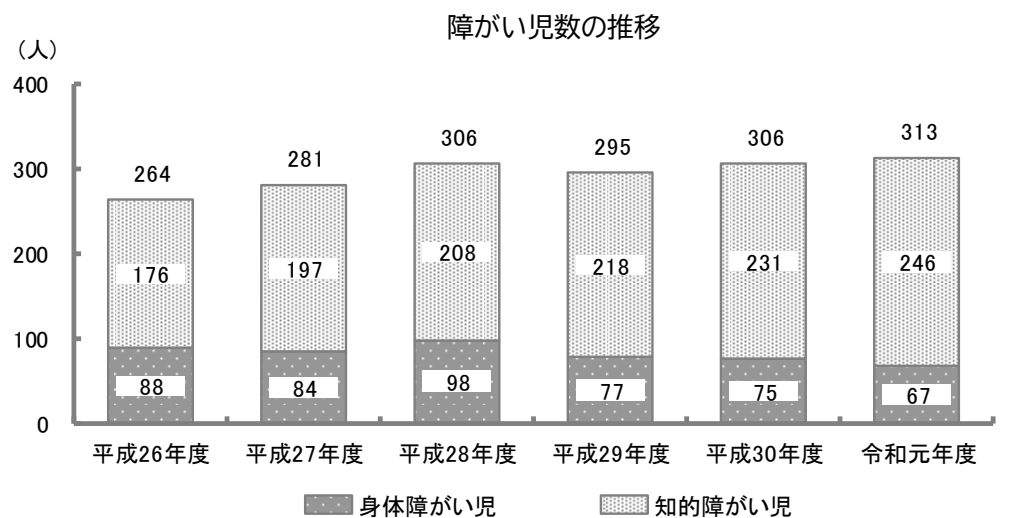
	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
利用者数	104	1,403	199	1,706

資料：庁内調べ（令和元年度末現在）

(6) 障がい児の状況

① 障がい児数の推移

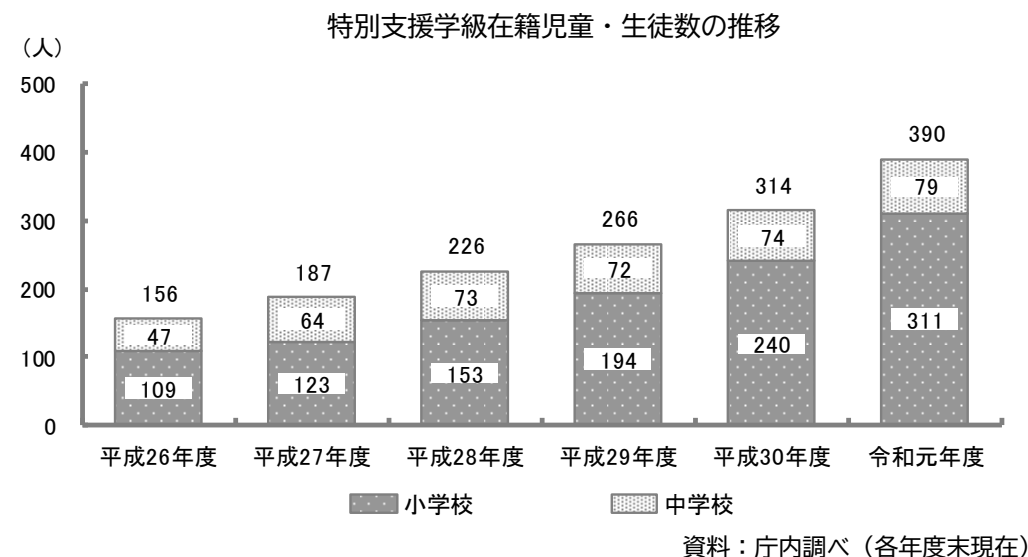
障がい児数の推移をみると、身体障がい児では、令和元年度末現在67人で、近年減少傾向にあります。知的障がい児では、令和元年度末現在246人で、年々増加しています。



(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

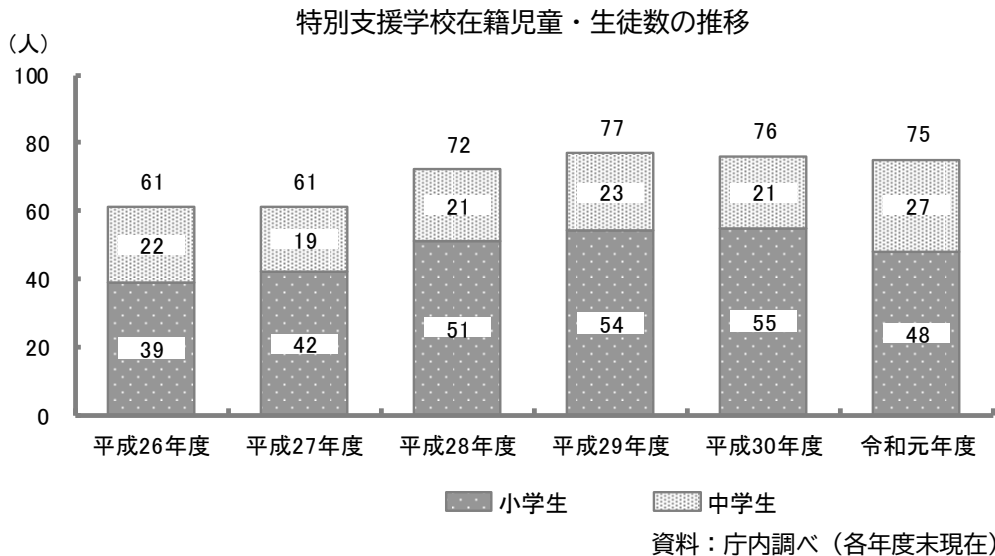
特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和元年度末現在311人で、年々増加しています。中学校の生徒数では、令和元年度末現在79人で、近年増加しています。



(8) 特別支援学校在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学校在籍児童・生徒数の推移

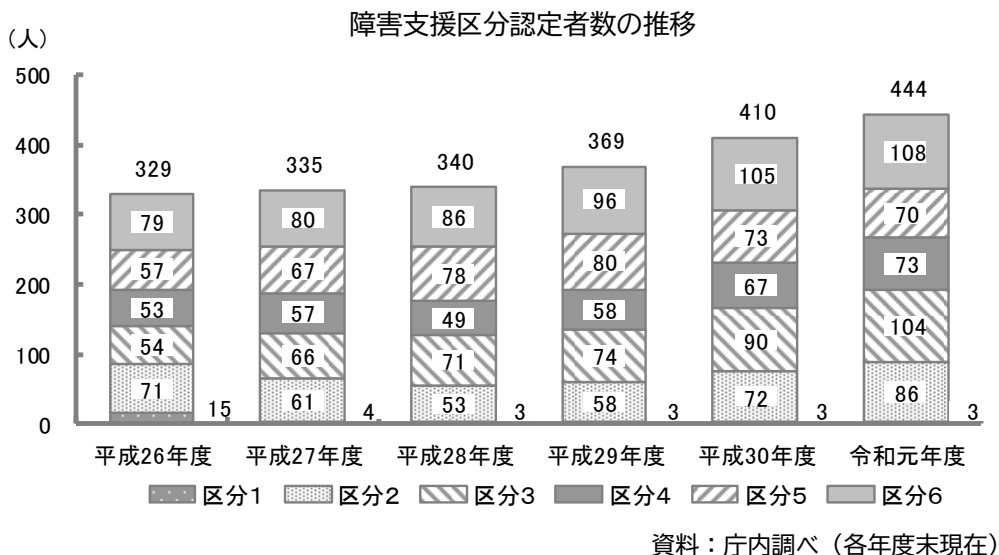
特別支援学校在籍の児童・生徒数の推移をみると、年度によってばらつきがあり、小学生は令和元年度末現在48人で、中学生は令和元年度末現在27人となっています。



(9) 障害支援区分認定者の状況

① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、区分6が令和元年度末現在108人で最も多く、次いで区分3が104人となっています。



2 アンケート調査結果からみえる現状

令和2年6月から7月に実施した「春日市障がい福祉に関するアンケート調査」の結果について、5～6ページに掲げている計画の方向性に関連する項目を主に記載しています。なお、今回の計画には直接反映しない項目については、61ページ以降の資料編に記載しています。

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

① 障害福祉サービスを利用していない理由、困っていること

「どのようなサービスがあるのか詳しい情報が分からない」の割合が25.0%、「自分に適切なサービスが分からない」の割合が18.0%となっており、障害福祉サービスに関する情報が十分に行きわたっていないことが伺えます。障がい者が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けられるよう、情報提供のさらなる充実が必要です。

単位:%

区分	有効回答数(件)	どのよう なサービス が分からな い	申請や手 続きの 方法が 分からない	自分に 適切な サービス が分から ない	必要な ときに すぐに 利用でき ない	サービスの 回数や 時間が 足りない	医療的 ケアが 必要と 思わ ない	施設 職員の 不足
全体	2,160	25.0	10.9	18.0	6.6	2.0	1.8	1.8
身体障がい	1,508	21.9	8.4	14.5	5.0	1.5	1.9	1.0
知的障がい	302	27.2	14.2	21.5	13.6	5.0	1.3	3.3
精神障がい	314	39.5	19.4	32.8	9.2	3.8	2.2	4.5
重症心身障がい	148	25.0	8.8	20.3	12.2	6.1	4.7	4.1
医療的ケア	698	33.0	15.8	24.9	8.6	2.7	2.7	2.7

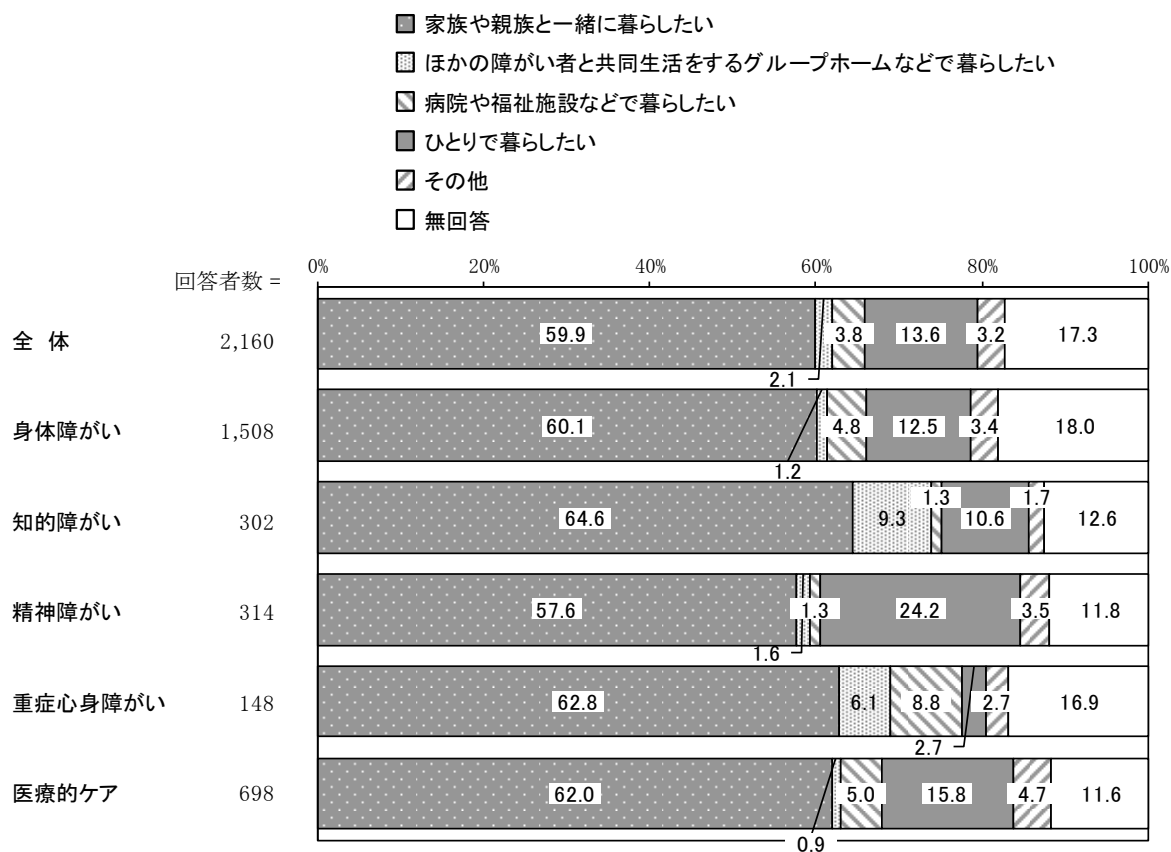
区分	ホームヘルパー など	サービスの 費用負担	福祉サービス が必要な 人	地域での 必要と 思わ ない	その他	特 に な い	無 回 答
全体	1.4	3.8	5.6	1.8	6.8	30.6	27.5
身体障がい	1.3	3.1	4.2	1.8	7.3	32.0	30.0
知的障がい	4.3	5.0	5.6	2.3	4.6	23.5	27.5
精神障がい	1.0	6.4	14.0	0.6	8.6	21.0	18.2
重症心身障がい	2.7	6.8	8.8	1.4	10.8	12.2	32.4
医療的ケア	1.6	5.0	8.3	1.9	8.9	24.5	21.6

(2) 地域生活への移行、継続支援、就労支援等

① 将来に希望する暮らし方

すべての種別で「家族や親族と一緒に暮らしたい」の割合が59.9%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」の割合が13.6%となっており、施設ではなく、身近な地域で生活を希望している人が多いことが分かります。地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実を図ることが重要です。

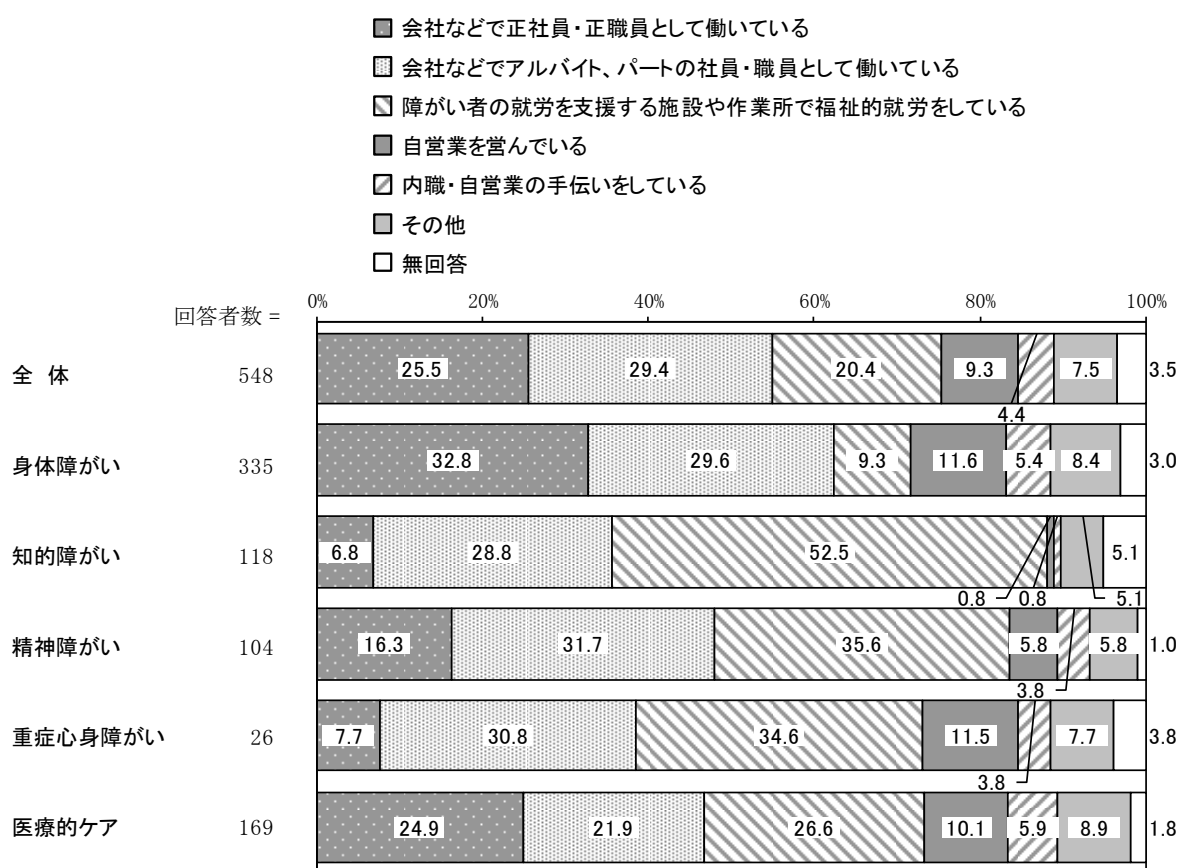
また、知的障がい者で「ほかの障がい者と共同生活をするグループホームなどで暮らしたい」、精神障がい者で「ひとりで暮らしたい」の割合が高くなっており、グループホームや地域移行支援、地域定着支援等の充実も求められます。



② 仕事の形態

「会社等でアルバイト、パートの社員・職員として働いている」の割合が29.4%と最も高く、次いで「会社等で正社員・正職員として働いている」の割合が25.5%、「障がい者の就労を支援する施設や作業所で福祉的就労をしている」の割合が20.4%となっています。

障がい種別で見ると、身体障がいでは「会社等で正社員・正職員として働いている」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「障がい者の就労を支援する施設や作業所で福祉的就労をしている」の割合が高くなっています。



③ 仕事のことで悩んでいることや困っていること

「収入が少ない」の割合が38.9%と最も高く、次いで「特にない」の割合が37.8%、「障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」の割合が11.5%となっています。

今後も、企業等に対して障がいに関する理解の促進を図ることや、障害者就業施設等からの物品等の調達を推進していくことが重要です。

単位:%

区分	有効回答数(件)	収入が少ない	通院や病気に休む・障がいを取りにくい	勤務時間の長さや時間帯が自分にあわない時	仕事の内容が自分に合わない	仕事の内容が覚えにくい	職場の意思疎通がうまくいかない
全体	548	38.9	4.6	4.4	3.8	6.4	7.3
身体障がい	335	34.6	4.8	3.9	3.0	4.5	5.7
知的障がい	118	44.9	—	0.8	1.7	10.2	10.2
精神障がい	104	51.9	8.7	10.6	9.6	10.6	11.5
重症心身障がい	26	38.5	7.7	7.7	7.7	11.5	3.8
医療的ケア	169	45.0	8.3	8.3	5.3	8.3	8.3

区分	障がいへの理解が得にくい、人間関係が難しい	職場の設備が不十分	職場までの通勤が大変	障がい者が仕事の内容や比率が異なる	その他	特にない	無回答
全体	11.5	2.9	10.4	6.2	6.6	37.8	4.9
身体障がい	9.3	3.6	10.4	5.7	5.4	41.8	4.8
知的障がい	13.6	1.7	10.2	8.5	1.7	30.5	7.6
精神障がい	19.2	3.8	8.7	6.7	16.3	23.1	2.9
重症心身障がい	15.4	3.8	15.4	7.7	3.8	26.9	7.7
医療的ケア	16.6	4.7	16.0	7.7	13.6	23.1	3.0

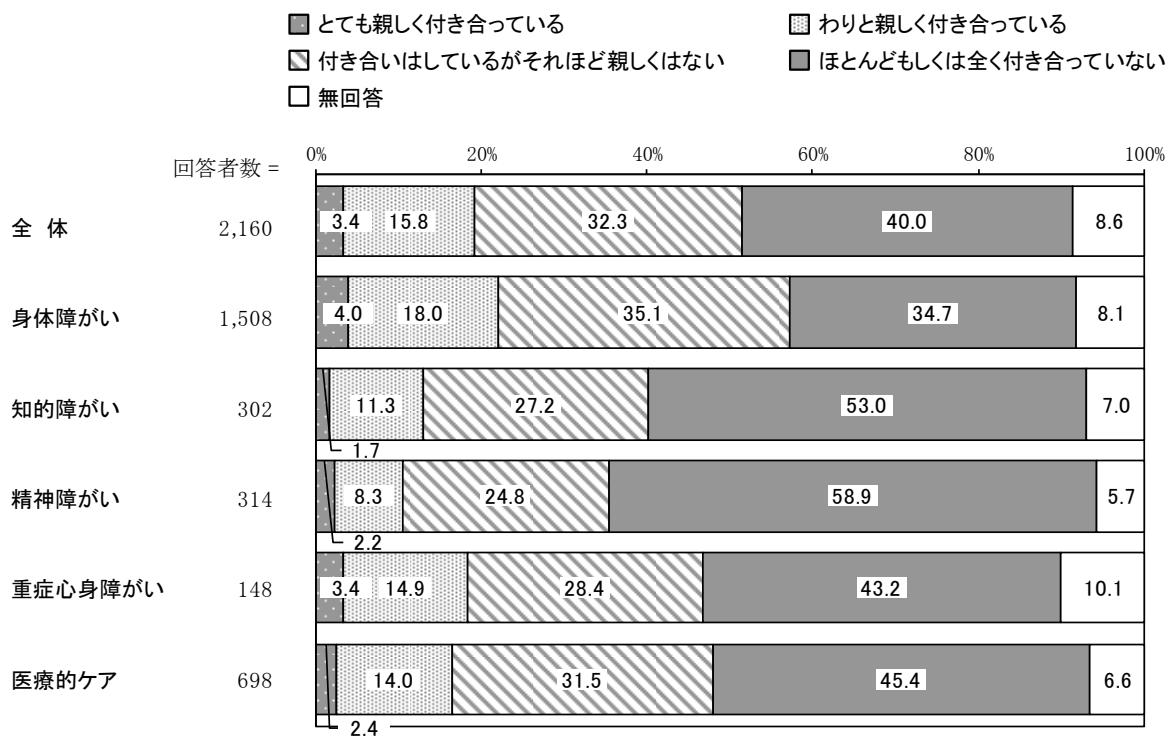
(3) 地域共生社会の実現

① 隣近所との付き合い

「とても親しく付き合っている」と「わりと親しく付き合っている」をあわせた“親しく付き合っている”の割合が19.2%、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」の割合が32.3%、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」の割合が40.0%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい、精神障がいで「ほとんどもしくは全く付き合っていない」の割合が高く、半数以上となっています。

地域共生社会の実現に向け、身近な地域において障がいに関する理解を深めることは大切であり、障がい者の地域活動への参加促進や、地域との交流機会等の充実を図る等の取組が重要になります。



② 地域活動への参加状況

「参加していない」の割合が68.7%と最も高くなっており、地域活動を含めた、社会参加を促進するため、自治会や各関係団体等との連携が重要となります。

障がい種別で見ると、すべての障がい種別で「参加していない」の割合が最も高く、中でも精神障がい種別で「参加していない」の割合が約8割となっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	自治会の活動	P T A 活動	子ども会などの活	婦人団体の活動	障がい者団体の活
全 体	2,160	9.7	1.4	2.0	0.4	3.1
身体障がい	1,508	10.7	0.9	0.8	0.5	3.0
知的障がい	302	5.6	1.7	5.6	—	7.3
精神障がい	314	3.2	2.2	1.9	—	1.9
重症心身障がい	148	5.4	1.4	1.4	—	8.1
医療的ケア	698	8.5	1.0	1.6	0.1	2.0

区分	動シ ニア クラブの活	ボラ ンテ ィア活 動	そ の 他	参 加 し て い な い	無 回 答
全 体	3.7	2.8	2.1	68.7	11.4
身体障がい	5.1	3.5	2.3	68.2	11.1
知的障がい	—	0.7	1.7	72.2	8.6
精神障がい	0.6	1.3	1.9	79.3	8.6
重症心身障がい	2.7	1.4	2.7	68.9	12.8
医療的ケア	3.0	2.3	2.3	75.1	8.9

③ 地域活動への参加する場合にさまたげになること

「特にない」の割合が27.5%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が24.3%、「どのような活動が行われているか分からない」の割合が16.3%となっています。地域活動への参加促進のため様々な情報提供ができるような工夫が必要となります。

単位:%

区分	有効回答数(件)	行われるような活動が分からない	気軽に参加できる活動が少ない	一緒に活動する友人がいない	活動場所が近くない	健康や体力に自信がない
全体	2,160	16.3	9.0	15.1	3.2	24.3
身体障がい	1,508	13.5	6.9	11.7	3.0	28.0
知的障がい	302	21.5	16.2	20.5	2.6	8.9
精神障がい	314	28.3	14.0	29.0	4.5	24.8
重症心身障がい	148	14.2	10.1	12.2	8.1	23.0
医療的ケア	698	20.5	10.5	18.1	4.3	34.8

区分	意思疎通が難しい	参加したくなるようなものがない	その他	特にない	無回答
全体	10.4	13.5	5.2	27.5	15.2
身体障がい	6.8	10.9	5.2	30.3	15.7
知的障がい	29.1	17.9	4.6	23.5	11.9
精神障がい	18.2	22.3	6.4	19.4	9.6
重症心身障がい	18.9	10.8	8.1	22.3	18.2
医療的ケア	11.6	13.8	6.2	22.2	11.5

(4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

① 障がいのある子どもの教育環境について、必要と思うもの

「障がいや状態に合った指導をすること」の割合が69.6%と最も高く、知的障がい、医療的ケアでの割合が高くなっています。次いで「相談をしやすくすること（就学相談や進路相談等）」の割合が68.8%、「障がいに配慮した施設や設備にすること」の割合が41.1%となっています。

また、重症心身障がい、医療的ケアで「校内で介助する人がいること」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数（件）	相談をしやすくすること（就学相談など）	障がいや状態に合った指導をすること	校内で介助する人がいること	障がいに配慮した施設や設備にすること	子どもを多く見合わせる
全体	224	68.8	69.6	33.9	41.1	38.8
身体障がい	37	51.4	48.6	32.4	43.2	29.7
知的障がい	107	67.3	71.0	31.8	44.9	38.3
精神障がい	28	67.9	64.3	25.0	25.0	32.1
重症心身障がい	10	50.0	60.0	60.0	40.0	40.0
医療的ケア	37	70.3	67.6	54.1	45.9	45.9

区分	放課後を過ごす場所	送迎の支援	その他	分からない	特になし	無回答
全体	36.6	31.3	7.1	0.4	1.3	7.1
身体障がい	24.3	37.8	5.4	2.7	2.7	16.2
知的障がい	43.0	35.5	4.7	—	0.9	5.6
精神障がい	7.1	21.4	7.1	—	—	14.3
重症心身障がい	30.0	60.0	—	—	10.0	—
医療的ケア	43.2	37.8	2.7	—	—	2.7

② 教育上の相談相手

「保育園、幼稚園、学校の先生」の割合が68.6%と最も高く、次いで「家族・親戚」の割合が58.3%、「同じ悩みや障がいを持つ子の保護者」の割合が49.1%となっております。

障がい種別でみると、身体障がい、医療的ケアで「医療関係者」の割合が高く、教育機関だけではなく医療機関との連携も重要です。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	家族・親戚	友人・知人	保育園、幼稚園、学校の先生	医療関係者	福祉施設の職員
全体	175	58.3	38.3	68.6	45.1	38.9
身体障がい	15	73.3	40.0	60.0	73.3	26.7
知的障がい	83	54.2	32.5	63.9	42.2	43.4
精神障がい	24	45.8	29.2	62.5	54.2	50.0
重症心身障がい	9	77.8	44.4	55.6	88.9	22.2
医療的ケア	27	63.0	37.0	70.4	74.1	29.6

区分	公所、保健所など（市役所、児童委員・児童委員）	民生委員・児童委員	同じ悩みや障がいを持つ子の保護者	相談支援事業所	その他	無回答
全体	46.3	—	49.1	42.3	4.0	1.1
身体障がい	33.3	—	40.0	33.3	6.7	—
知的障がい	37.3	—	49.4	43.4	7.2	1.2
精神障がい	54.2	—	54.2	45.8	—	—
重症心身障がい	22.2	—	33.3	33.3	11.1	—
医療的ケア	48.1	—	51.9	40.7	—	3.7

③ 障がいのある子どもに関して「相談したいがしていない」又は「相談したことがない」理由

「相談するところが分からないから」の割合が38.7%と最も高く、次いで「相談することがないから」の割合が29.0%、「相談しにくいから」の割合が22.6%となっていることから、相談窓口として基幹相談支援センターや相談支援事業所等に関する周知・啓発をさらに行う必要があります。

単位:%

区分	有効回答数(件)	分相 か ら す ら な い と こ ろ が	た個 く人 な情 い報 かを ら知 られ	な相 か談 し た い 人 が い	い相 か談 す る こ と が な	相 談 し に く い か ら	そ の 他	無 回 答
全 体	31	38.7	9.7	9.7	29.0	22.6	6.5	12.9
身体障がい	14	42.9	7.1	—	35.7	14.3	—	14.3
知的障がい	17	29.4	5.9	11.8	23.5	29.4	11.8	11.8
精神障がい	—	—	—	—	—	—	—	—
重症心身障がい	1	—	—	—	100.0	—	—	—
医療的ケア	8	37.5	—	12.5	37.5	12.5	—	25.0

(5) 相談支援体制の充実

① 暮らしていく中で、特に心配なこと

「健康」の割合が29.1%と最も高く、次いで「生活費」の割合が22.2%、「親や配偶者に先立れること」の割合が21.4%となっています。

特に、知的障がいでは「親や配偶者に先立れること」の割合が高く、親亡き後等の生活課題に対する不安が大きいことが伺えます。また、精神障がいでは「生活費」の割合が、医療的ケアでは「健康」の割合が高く、様々な心配ごとがあるため、相談支援体制の充実が重要となります。

単位: %

区分	有効回答数(件)	住まいのこと	結婚	健康	生活費	医療	仕事	近所とのつきあい
全体	2,160	10.1	3.3	29.1	22.2	11.1	11.5	2.2
身体障がい	1,508	8.8	1.5	32.9	19.2	12.8	6.2	1.9
知的障がい	302	14.9	7.6	19.5	27.2	7.9	21.2	3.0
精神障がい	314	15.9	8.3	26.4	39.5	9.9	25.5	2.9
重症心身障がい	148	14.2	1.4	30.4	23.0	14.2	7.4	2.0
医療的ケア	698	11.7	3.0	37.2	27.2	16.9	13.2	2.3

区分	親族とのつきあい	職場とのつきあい	親や配偶者に先立	生活費を続けることが難しい	身のまわりのこと	その他	特に心配はない	無回答
全体	1.7	1.9	21.4	3.0	8.7	3.0	20.1	20.3
身体障がい	1.3	0.9	18.5	3.0	6.9	2.7	23.5	20.1
知的障がい	3.0	3.6	44.0	7.0	17.9	1.7	7.0	17.5
精神障がい	3.2	4.5	23.9	3.2	9.2	2.5	7.6	21.7
重症心身障がい	1.4	0.7	34.5	6.8	9.5	2.7	10.1	23.0
医療的ケア	1.7	1.6	22.9	3.3	9.2	3.9	13.5	19.2

② 福祉政策についての情報入手先

「市の広報紙、ホームページ」の割合が45.0%と最も高く、次いで「家族・友人・知人」の割合が20.4%、「市役所の福祉担当窓口」の割合が15.9%となっています。

障がい種別でみると、身体障がいでは「市の広報紙、ホームページ」の割合が高くなっています。また、精神障がいでは「病院・医者・薬局」の割合が高くなっており、障がいの種別等により入手先が異なるため、様々な手段での情報提供の充実が必要です。

単位:%

区分	有効回答数(件)	市役所の福祉担当窓口	市の広報紙、ホームページ	障がい者相談員	民生委員・児童委員	ホームヘルパーや訪問看護師	相談支援事業所	所属している団体や会報	病院・医者・薬局
全体	2,160	15.9	45.0	3.8	1.9	3.8	5.4	2.2	11.4
身体障がい	1,508	15.9	49.0	3.2	2.5	4.6	3.0	2.3	11.1
知的障がい	302	17.5	35.1	10.3	0.7	3.3	14.9	3.0	5.3
精神障がい	314	18.2	34.4	3.5	1.0	5.1	3.5	1.6	21.7
重症心身障がい	148	18.9	41.9	6.8	1.4	7.4	8.1	2.7	14.2
医療的ケア	698	19.5	43.7	3.4	1.7	6.4	6.2	1.9	16.5

区分	社会福祉協議会	家族・友人・知人	学校・職場	福祉施設の職員	インターネットやブログの	その他	特にない	無回答
全体	3.5	20.4	3.7	5.6	8.4	1.8	15.3	10.7
身体障がい	3.6	18.8	0.9	4.4	7.1	1.5	15.1	10.4
知的障がい	1.7	31.5	11.9	9.9	9.6	2.6	15.2	9.6
精神障がい	2.5	19.4	4.8	7.0	11.8	1.6	18.5	9.6
重症心身障がい	2.0	20.9	1.4	10.1	8.8	—	14.2	12.2
医療的ケア	3.6	20.3	1.9	6.4	9.5	2.0	16.2	6.7

③ 今後、特に充実してほしい情報

「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」の割合が39.3%と最も高く、次いで「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」の割合が38.1%、「社会情勢や福祉制度の変化等に関する情報」の割合が27.6%となっており、情報提供や相談窓口の充実が求められていることが分かります。

障がい種別でみると、精神障がいでは「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」の割合が高くなっています。また、知的障がい、精神障がいでは「仕事の選び方等の就職に関する情報」の割合が高くなっています。相談に対して幅広い対応ができるよう、各関係機関との連携が重要となります。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	社会情勢や福祉制度の変化等に関する情報	福祉サービスの利用方法等に関する情報	困ったときに相談できる機関や窓口に関する情報	学校の選び方に関する情報	仕事の選び方に関する情報
全体	2,160	27.6	39.3	38.1	6.1	13.3
身体障がい	1,508	26.2	38.7	35.2	0.9	5.4
知的障がい	302	32.8	42.7	43.0	16.2	32.5
精神障がい	314	31.5	39.8	49.7	6.4	30.3
重症心身障がい	148	31.1	44.6	37.2	1.4	3.4
医療的ケア	698	28.8	45.7	43.7	2.9	13.0

区分	文化・レジャー・スポーツ等の余暇活動に関する情報	災害時の避難情報	ボランティアに関する情報	その他	特になし	無回答
全体	9.4	22.5	5.3	1.7	17.4	13.9
身体障がい	7.0	22.6	5.1	1.3	19.5	14.2
知的障がい	19.9	24.8	7.3	1.7	10.6	11.3
精神障がい	11.8	22.9	5.4	3.8	14.0	9.6
重症心身障がい	9.5	26.4	8.8	3.4	9.5	16.2
医療的ケア	8.5	23.5	5.9	2.3	14.2	10.7

(6) その他

① 現在受けている医療的ケアについて

「継続する透析（腹膜透析を含む）」の割合が9.7%と最も高くなっています。障がい種別でみると、他に比べ、身体障がいで「継続する透析（腹膜透析を含む）」の割合が、重症心身障がいで「たん吸引（口腔・鼻腔）」「経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう・その他の経管栄養）」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	人工呼吸器管理	気管切開（喉頭気管 分離を含む）	酸素吸入	在宅酸素療法	たん吸引（口腔・鼻 腔）	たん吸引（気管カ ンユーレ）
全体	814	1.4	2.5	1.6	1.8	3.4	2.7
身体障がい	596	1.7	3.4	1.8	2.2	4.4	3.7
知的障がい	89	2.2	4.5	4.5	2.2	5.6	4.5
精神障がい	176	—	—	0.6	—	—	—
重症心身障がい	148	4.1	6.8	4.7	2.7	12.2	8.1
医療的ケア	698	1.1	2.4	1.4	1.9	2.6	2.4

区分	H中心 静脈栄養 (I V)	経管栄養（経鼻・胃 ろう・腸ろう・その 他の経管栄養）	導尿	人工肛門	継続する透析（腹膜 透析を含む）	その他	無回答
全体	0.5	4.1	2.5	2.6	9.7	16.1	63.0
身体障がい	0.7	5.5	3.4	3.4	12.9	16.8	55.9
知的障がい	1.1	4.5	—	—	1.1	9.0	80.9
精神障がい	—	0.6	—	—	1.1	18.2	79.5
重症心身障がい	1.4	12.8	4.1	—	4.1	13.5	60.8
医療的ケア	0.4	3.3	2.3	3.0	10.7	16.5	62.5

3 成果目標の達成状況

(1) 前計画の振り返り

第5期春日市障がい福祉計画及び第1期春日市障がい児福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）における成果目標の達成状況及び分析と課題は次のとおりです。

なお、令和2年度末の実績値については、令和2年10月30日現在の見込みの数値を記載しています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点における施設入所者の9%（9人）以上を令和2年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和2年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%（2人）以上削減することを目標としました。

項目		数値
平成28年度末施設入所者		96人
令和2年度末 地域生活移行者数	目標値	9人（移行率9.38%）
	実績値	5人（移行率5.21%）
令和2年度末 施設入所者数	目標値	94人（削減率2.08%）
	実績値	94人（削減率2.08%）

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した人の数とします。

施設入所者については、令和2年度までに新たに入所される人もいましたが、差引きの実績は、目標としていた2人を達成することができました。

ただし、地域生活移行者数は入所者本人の心身の状況や意思、家族等の状況により5人ととどまり、目標としていた9人まで移行者数が伸びませんでした。

今後も本人や家族が希望する生活を確認した上で、グループホームや一般住宅等の地域移行を推進していく必要があります。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度末までに、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置することを目標としましたが、計画期間中に設置することができませんでした。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、様々な分野の関係者が情報共有や連携を図るため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制づくりの構築に向けた取組を検討する必要があります。

③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がい者やその家族が地域で安心して生活するため、緊急時にすぐに相談することができ、必要に応じて緊急的な対応を図る地域生活支援拠点等の整備について、令和2年度末までに1箇所整備することを目標としておりましたが、計画期間中に達成することができませんでした。

地域生活支援拠点等の整備については、市内において整備に必要となる短期入所事業所等の社会資源が豊富とは言えない状況であることから、整備に向けた課題整理が必要であり、関係者や関係機関等と協議や連携を図り、市又は筑紫地区圏域での整備に向けた取組の検討を引き続き行う必要があります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくためには必要なこととなります。前計画では、国の指針に基づき、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度の実績の1.5倍以上にすることを目標としました。

また、令和2年度末における就労移行支援の利用者数が平成28年度末実績から20%以上増加することを目指すとともに、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を令和2年度末までに全体の50%以上とすることを目標としました。

加えて、就労定着支援による支援開始から1年後の就労定着率を80%以上とすることを目標としました。

項目		数値
平成 28 年度一般就労移行者数		9 人 (A)
令和 2 年度一般就労移行者数	目標値	15 人 (A の 1.5 倍)
	実績値	15 人
平成 28 年度末就労移行支援利用者数		57 人 (B)
令和 2 年度末就労移行支援利用者数	目標値	75 人 (B の 20% 以上)
	実績値	60 人
平成 28 年度末就労移行率 30% 以上を達成した就労移行支援事業所の割合		20%
令和 2 年度末就労移行率 30% 以上を達成した就労移行支援事業所の割合	目標値	50% (50% 以上)
	実績値	33%
令和 2 年度就労定着支援による支援を開始した時点から 1 年後の就労定着率	目標値	85% (80% 以上)
	実績値	85%

一般就労移行者数は目標としていた15人を達成することができましたが、就労移行支援利用者数は目標としていた75人には届きませんでした。

障がい者の一般就労移行者を今後も増加させていくためには、就労移行支援事業所及び就労関係機関との連携が必要不可欠となります。併せて就労移行支援利用者数の増加は、相談支援事業所が本人の希望や特性をヒアリングし、必要に応じて基幹相談支援センター等の関係機関と連携して、適切な就労移行に繋げていくことが重要になります。

就労移行率30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合は、目標値には届きませんでした。就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率は85%の目標値を達成することが出来ました。しかし、平成30年度から始まった就労定着支援は支援体制がまだ確立されていないことや、障がい者の雇用に対する企業側の理解が十分ではない現状があります。

そのため、今後も引き続き、関係事業所と連携を図っていき障がい者にとって働きやすい職場環境が充実されるような取組を行う必要があります。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいの重度化・重複化や多様性に対応する専門的機能の強化を図り、地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センターについて、市又は圏域で設置することが求められているため、1か所設置を目標としました。

また、令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を図ることを目標としました。

さらに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することと、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標として掲げました。

項目		数値
児童発達支援センターの設置数	目標	1か所
	実績	0か所
保育所等訪問支援を利用できる体制整備	目標	10人/月
	実績	4人/月
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	目標	1か所
	実績	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	目標	設置
	実績	設置

児童発達支援センターについては、市での整備はできていない状況です。

しかしながら、筑紫地区圏域に児童発達支援センター機能を有する施設があり、必要に応じて当該施設と連携を図っています。

保育所等訪問支援を利用できる体制整備については、対応できる事業所が開設されたこと等により、1か月あたり約4人の利用がありました。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、それぞれ市内に1か所ずつ開設されていますが、重症心身障がい児の受け入れは、障がいの特性上、1か所当たりの受け入れ人数が少ないため、ニーズに対する事業所の数は不足しています。今後も、事業所の開設に際しては、積極的に周知していくとともに、既設の事業所と情報共有を密に取りながら、重症心身障がい児の支援ができる体制の確保を目指す必要があります。

医療的ケア児の支援を目的とした、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、春日市障がい者福祉関係機関会議等を活用して、必要に応じた協議を行いました。

4 障害福祉サービスの利用状況の推移

前計画で設定した見込み量に対する障害福祉サービスや障害児通所支援等の実績値です。第3章に記載しているサービスの見込み量はこれらの実績値や国が示す目標に沿って見込み量を設定しています。

なお、令和2年度末の実績値については、令和2年10月30日現在の見込みの数値を記載しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者の居宅を訪問して身体介護や家事援助を行ったり、外出時の支援を行うサービスです。

<サービス概要>

サービス種類	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事等の援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的・精神障がい者で常時介護を必要とする人に対し、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動が著しく困難な視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援等を提供します。
行動援護	知的・精神障がいにより行動が著しく困難で常時介護を必要とする人に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

<実績>

サービス種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	時間/月	2,348	2,373	2,600
	人/月	134	126	140
重度訪問介護	時間/月	401	717	800
	人/月	1	2	2
同行援護	時間/月	453	368	380
	人/月	14	13	13
行動援護	時間/月	114	132	140
	人/月	7	8	9
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

実績については、重度障害者等包括等支援以外の各サービスは概ね増加傾向にあります。なお、令和2年度の居宅介護の利用時間は、新型コロナウイルス感染症拡大による在宅時間の増加等の理由のため、前年度に比べると1か月あたり約200時間増加しています。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスです。

<サービス概要>

サービス種類	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」のタイプがあります。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等で就労が困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型(雇用型)とB型(非雇用型)のタイプがあります。
就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労した障がい者に対し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な人に、医療機関等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅での介護を行っている人が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間入所し、必要な介護等のサービスを受けるものです。

<実績>

サービス種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日/月	3,414	3,359	3,400
	人/月	172	168	170
自立訓練(機能訓練)	人日/月	10	33	40
	人/月	3	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日/月	130	124	150
	人/月	7	13	14

サービス種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	人日/月	821	919	950
	人/月	50	56	60
就労継続支援（A型）	人日/月	1,890	2,127	2,200
	人/月	100	108	110
就労継続支援（B型）	人日/月	2,450	2,619	2,800
	人/月	147	156	165
就労定着支援	人/月	5	10	10
療養介護	人/月	8	8	8
短期入所（福祉型）	人日/月	105	115	120
	人/月	20	28	30
短期入所（医療型）	人日/月	19	1	1
	人/月	4	1	1

実績については、就労移行支援や就労継続支援等の就労に関するサービスは年々増加傾向にあります。特に就労継続支援については、A型、B型ともに前計画で設定した見込み量よりもそれぞれ1か月あたり15人～40人多い人数となりました。

（3）居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスです。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

<サービス概要>

サービス種類	サービスの内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごと等に対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、随時の対応も行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援又は入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

<実績>

サービス種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	74	85	85
施設入所支援	人/月	96	94	94

実績については、共同生活援助と施設入所支援は概ね前計画で設定した見込み量通りの数字になりました。自立生活援助については、令和2年度までの支給決定はありませんでしたが、地域移行を進めるにあたり障がい者が地域で生活する上で支えとなるサービスです。今後も引き続き、必要に応じて利用者に説明を行っていきます。

(4) 相談支援

相談支援とは、障がい者やその保護者又はその介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援を行うものです。

<サービス概要>

サービス種類	サービスの内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所、入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助等を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

<実績>

サービス種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	628	678	700
地域移行支援	人/月	3	1	2
地域定着支援	人/月	3	0	1

実績については、地域移行支援と地域定着支援が前計画で設定した見込み量よりそれぞれ1か月あたり3～4人少ない結果になっています。自立生活援助と同様、地域移行支援と地域定着支援は入所、入院している障がい者が住み慣れた地域に戻る際や戻ってからの生活でよりどころとなるサービスです。今後も利用者や医療機関等に積極的に周知、説明を行っていきます。

(5) 障がい児に対する福祉サービス

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

<サービス概要>

サービス種類	サービスの内容
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対して児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所等集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業所との連絡調整等の支援を行います。

<実績>

サービス種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人日/月	1,230	1,610	1,800
	人/月	206	266	300
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	3,136	3,803	4,000
	人/月	226	264	280
保育所等訪問支援	人日/月	11	10	10
	人/月	3	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	341	414	450

児童発達支援や放課後等デイサービスは年々増加傾向にありますが、特に放課後等デイサービスについては、前計画で設定した見込み量より1か月あたり約90人増加しています。

一方で、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児の受け入れを行う医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援は、対応できる事業所がない等の理由により支給決定はありませんでした。しかし、サービスを必要としている人のためにも、今後も各関係事業所と情報共有を図り、環境整備に向けた検討を進めます。

(6) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、生活の中で医療的ケアが必要な障がい児に対して障害福祉サービスの情報提供や調整を含む相談支援を行いました。

なお、子どものみならず医療的ケアが必要な18歳以上の障がい者に対しても同様の相談支援を行いました。

<実績>

サービス種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児支援調整 コーディネーター	人/月	0	1	1

5 地域生活支援事業の利用状況の推移

前計画で設定した見込み量に対する地域生活支援事業の実績値です。なお、地域生活支援事業は、市町村や都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。その内容は「必須事業」と「任意事業」に分かれています。

(1) 必須事業

<サービス概要>

サービス種類	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
相談支援事業	
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、基幹相談支援センター等に専門的職員の配置等を行います。
障害者相談支援事業	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や虐待防止等に向けた支援体制の整備、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
意志疎通支援事業	
手話通訳派遣事業	聴覚障がい者等が公的機関や医療機関での手続き等で意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等が公的機関や医療機関での手続き等で意思疎通の円滑化を図るために、要約筆記通訳者を派遣します。
手話通訳者設置事業	市庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者等が市庁舎内での各種手続き等で意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営む事ができるよう、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙等を習得する人を養成します。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の提供、地域との交流の促進等を行い、地域生活において自立した生活を営む事ができるよう支援します。
移動支援事業	移動が困難な障がい者に対し、地域における自立した生活等への支援、社会参加等への外出支援を行います。

<実績>

サービス種類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施事業数	2	2	2
相談支援事業				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	利用実人数 (人/年)	0	0	0
意志疎通支援事業				
手話通訳派遣事業	実利用者数	344	329	300
要約筆記者派遣事業	実利用者数	27	21	20
手話通訳者設置事業	実利用者数	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等件数 (件/年)	5	5	5
自立生活支援用具	給付等件数 (件/年)	11	13	15
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件/年)	15	18	20
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件/年)	19	16	18
排泄管理支援用具	給付等件数 (件/年)	1,956	1,912	2,000
在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数 (件/年)	1	2	2
手話奉仕員養成研修事業	受講者数 (人/年)	14	15	0
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
移動支援事業	利用者数 (人/年)	117	115	120
	延べ利用 時間数 (時間/年)	9,683	9,669	10,000

令和2年4月から「春日市障がい者基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制の充実を図りました。日常生活用具給付事業については、排泄管理支援用具の給付が最も多く、全体の給付数も年々増加している状況です。令和3年1月には、人工呼吸器等使用者が災害時等に必要となる医療機器用バッテリー（発電機を含む）を新たに対象品目に追加しました。また、移動支援事業も前計画で設定した見込み量よりも1か月あたり約25人～30人多くなっており、障がい者が外出時の支援を求めていることが伺える実績となりました。

(2) 任意事業

<サービス概要>

サービス種類	サービス内容
訪問入浴サービス	居宅介護や通所施設等で入浴が困難な障がい者に、訪問により居宅において浴槽を提供し入浴サービスを行います。
更生訓練費	施設で訓練を効果的に受けることができるよう実習や訓練、通所に要する経費を支給する事業で、対象者は利用者負担が生じない方に限られます。
日中一時支援	
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的休養のため、障がい者等の日中における活動の場を支援します。
障害児等タイムケア費支給事業	障がい児等に対し、長期休暇等に活動場所を提供し、保護者等の一時的休養を確保します。
県立太宰府特別支援学校放課後等支援事業	太宰府特別支援学校に在学している障がい児に対し、放課後等に活動場所を提供し、保護者等の一時的休養を確保します。
自動車運転免許取得・改造助成	就労等を目的とした障がい者に対し、自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。
レクリエーション活動支援（水泳教室）	障がい者等の交流、余暇、体力増強等に資するとともに障がい者スポーツを普及させるために、障がい者スポーツに触れる機会等を提供します。
点字・声の広報等発行	視覚障がい者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を点訳や音声訳等で提供します。
発達障害児者家族等支援事業（家族のスキル向上支援）	発達障がい児等の家族を対象にペアレントプログラムを開催します。

<実績>

サービス種類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス	実施事業数	8	13	14
更生訓練費	利用実人数 (人/年)	86	75	80
日中一時支援				
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	13	22	25
障害児等タイムケア費支給事業	利用者数 (人/年)	24	22	17
県立太宰府特別支援学校放課後等支援事業	利用者数 (人/年)	12	13	13
自動車運転免許取得・改造助成	利用実人数 (人/年)	2	0	1
レクリエーション活動支援（水泳教室）	利用実人数 (人/年)	17	34	37
点字・声の広報等発行	利用実人数 (人/年)	7	9	8
発達障害児者家族等支援事業（家族のスキル向上支援）	修了人数 (人/年)	-	10	10

日中一時支援は、前計画から引き続き増加傾向にあり、介護者の負担を軽減するレスパイトを目的としたサービス利用が年々増えています。

レクリエーション活動支援である水泳教室は、令和元年度から従来の大人の部と新たに子どもの部を新設したことにより、利用者数が増加しています。



第 3 章

障害福祉サービス等の数値目標及び見込み量

1 成果目標及び活動指標

障害者総合支援法第88条の規定に定める「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20の規定に定める「障害児福祉計画」の数値目標について、国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減するとともに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上をグループホーム等へ地域移行することを目標とします。

福祉施設から地域生活へ移行するに当たり、施設や医療機関及び相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、必要な福祉サービスの利用につなげることができるよう、相談等の支援を行います。

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末の施設入所者数	92人	令和元年度末時点(94人)から1.6%削減 【国指針:令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減】
令和5年度末までの地域生活移行者数	6人	令和元年度末の施設入所者の6%が、グループホーム等へ地域移行 【国指針:令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、筑紫地区地域自立支援協議会等において、保健、医療及び福祉関係者による協議を行い、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保できるような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ることについて検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がい者やその家族が地域で安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として、令和5年度までに地域生活支援拠点等の整備することを目指します。

なお、整備に当たっては、本市の課題整理を行った上で、近隣市の社会資源等も含めて連携を図ることも検討します。

さらに、筑紫地区地域自立支援協議会等の協議の場において、筑紫地区圏域での地域生活拠点等の整備に向けた協議も併せて行います。

目 標 値	設定の考え方
令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1箇所設置	【国指針：令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者がその能力を十分に発揮し、経済的に自立した生活を送るために就労支援の充実を図る必要があります。そのために令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を目標値として定めます。なお、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割と考え、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とします。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、70%が就労定着支援を利用することを目標とします。さらに、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを定めます。

目標達成に向け、今後も引き続き、各事業所間の連携を図るとともに、障害者就業・生活支援センターちくしやハローワーク等各関係機関との連携も図ります。

目 標 値		設定の考え方
令和5年度一般就労移行者数	19人 (1.27倍増)	令和5年度中に、福祉施設から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(15人)の1.27倍増 【国指針：令和元年度実績の1.27倍以上】
令和5年度一般就労移行者数 (就労移行支援)	19人 (1.30倍増)	令和5年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(15人)の1.30倍増 【国指針：令和元年度実績の1.30倍以上】
令和5年度就労定着支援利用者の割合	70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援を利用する割合 【国指針：70%が就労定着支援を利用することを基本】
令和5年度就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合	70%	令和5年度における就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合 【国指針：就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所を全体の70%以上とすることを基本】

(5) 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターとして、引き続き総合的、専門的な相談支援の実施や相談支援体制強化の充実を図ります。

また、近年、複合的な課題を抱える世帯の増加等により、障がい分野のみならず、子育て、介護及び生活困窮等の他分野と連携を密に図り、子どもから高齢者まで切れ目の無い相談支援体制の構築に努めます。

相談支援事業者からの相談等に対し、専門的な指導・助言を今後も継続するとともに、春日市障がい者福祉関係機関会議等を活用して情報共有や事業所間の連携を図り、相談支援事業者の人材育成の支援を行います。

また、定期的に相談支援事業所への実地指導等も行い、制度を踏まえた適切なサービス提供ができるよう助言を行います。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業所が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

市町村は、障害者総合支援法の具体的内容を理解した上で、各サービス等の利用状況を把握し、障がい者が真に必要とするサービスを事業所が提供できているか検証を行う必要があります。

そのため、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市の職員が積極的に参加することや、事業所の請求内容のうちエラーとなった内容の分析結果等を活用する等により、事業所に対して適切な助言ができるようさらに取り組みます。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所設置することを検討します。

保育所等訪問支援についても、令和5年度末までにさらなる利用確保のための体制づくりを検討します。

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援としては、支援できる事業所の確保等の対応について検討を行うとともに、引き続き春日市障がい者福祉関係機関会議等を活用し、各関係機関との協議を行います。必要に応じて筑紫地区地域自立支援協議会の協議の場等も活用し、圏域での整備も併せて検討します。

また、令和3年度からいきいきプラザに「子ども発達支援室」を設置します。就学前の乳幼児から15歳までの児童を対象とし、発達に関する相談等を実施し、必要に応じて、保育所・幼稚園、小中学校、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所等と連携し、教育・福祉の切れ目ない支援を実施していきます。

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末児童発達支援センター設置数	1か所	【国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和5年度末保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	【国指針：令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度末重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和5年度末重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和5年度末医療的ケア児支援のための協議の場	設置	【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和5年度末医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

2 障害福祉サービスの見込み量

障害福祉サービスの過去の利用者数、利用量、伸び率や国が示す目標等を基に令和3年度から令和5年度までの見込み量です。

(1) 訪問系サービス

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	2,600	2,700	2,800
	人/月	140	150	160
重度訪問介護	時間/月	800	1,100	1,200
	人/月	2	3	3
同行援護	時間/月	400	420	440
	人/月	13	14	15
行動援護	時間/月	150	160	170
	人/月	9	10	11
重度障害者等包括支援	時間/月	100	100	100
	人/月	1	1	1

高齢化が進む今日で、介護者の高齢化により介護が出来なくなった場合や親亡き後も在宅で生活を送るためには、訪問系サービスの利用は必要不可欠です。

アンケート結果において「希望する暮らし方」は“家族や親族と一緒に暮らしたい”が最も高い割合になっていることから、訪問系サービスの利用は今後増えていくことが考えられます。

なお、アンケート結果から、障害福祉サービスを利用していない理由としてサービスに関する情報不足が挙げられているため、支援が必要な人が適切にサービスを利用できるよう、今後も障害福祉サービス内容に関する周知について工夫を図ります。

重度障害者等包括支援については、対応できる事業所が本市にはなく、現時点では事業所が新規に開設される見込みはありませんが、必要に応じて各関係事業所と連携を図りながら、利用者の必要に応じた対応に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	3,400	3,500	3,600
	人/月	170	175	180
自立訓練(機能訓練)	人日/月	40	50	60
	人/月	2	3	4
自立訓練(生活訓練)	人日/月	180	190	200
	人/月	11	12	13
就労移行支援	人日/月	1,000	1,100	1,200
	人/月	65	70	75
就労継続支援(A型)	人日/月	2,400	2,600	2,800
	人/月	125	135	145
就労継続支援(B型)	人日/月	3,000	3,200	3,400
	人/月	180	195	210
就労定着支援	人/月	15	20	25
療養介護	人/月	8	8	8
短期入所(福祉型)	人日/月	120	125	130
	人/月	30	31	32
短期入所(医療型)	人日/月	10	10	10
	人/月	2	2	2

就労は、障がい者の自立を目指す上で重要なことです。第2章でも記載している通り、就労に関するサービスの利用者数を増やすには、相談支援事業所等が本人の希望や特性をヒアリングし、必要に応じて基幹相談支援センターとも連携して、適切な就労移行に繋げていくことが必要になります。

また、利用者が増える一方、対応する受け皿としてさらに事業所を確保する必要があります。市ができることとして、事業所の新規開設について法人等から相談がある際に、本市において新たな整備にあたっての検討材料となるよう、本市のニーズや状況を積極的に周知し、行政のみならず事業所も一緒にニーズに対応することで、受け皿の確保に繋がっていきます。

さらに、短期入所の事業所と連絡を定期的に取り、受け入れ状況を把握する等、事業所と連携して情報共有を図り、緊急時の受け入れ体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	2	3
共同生活援助	人/月	90	95	100
施設入所支援	人/月	94	93	92

福祉施設からの地域生活への移行は成果目標にも定めており、施設入所支援については、本人や家族の希望する生活を確認した上で、施設スタッフと連携しながら、地域移行を推進します。

施設入所者が地域移行を検討する過程で、自宅での生活が不可能な場合は、グループホームの検討が必要になります。グループホームへの入所がスムーズに進むよう、必要に応じて本人とグループホーム管理者との調整を図る等、手続きに関する支援等を行います。

なお、見込み量はあくまで目安であり、共同生活援助については、今後地域移行を進めるにあたり、利用者数が見込み量を上回る可能性があることから、グループホームの整備等の課題についても検討する必要があります。

(4) 相談支援

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	750	800	850
地域移行支援	人/月	2	3	4
地域定着支援	人/月	1	2	3

春日市や近隣市の相談支援事業所とも連携を図り、必要な時に障害福祉サービスや各関係機関に繋ぐことができる体制を充実させます。

地域移行を進めるにあたっては、本人だけでは難しい各種手続きのサポートや、在宅に戻っても常時連絡できる体制確保のため、地域移行支援や地域定着支援を積極的に利用者に説明します。

(5) 障がい児に対する福祉サービス

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	2,000	2,200	2,400
	人/月	330	360	390
医療型児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	4,200	4,500	4,800
	人/月	300	310	320
保育所等訪問支援	人日/月	12	15	18
	人/月	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
障害児相談支援	人/月	500	550	600

近年、利用者が急激に増加している児童発達支援と放課後等デイサービスは、今後も利用者が増加することが見込まれます。児童発達支援については、子ども発達支援室等、関係機関と連携し、子どもの特性や療育の必要性を保護者と話し合いながら、その子どもに合った支援に繋げていけるよう努めます。

受け入れ側である事業所数は、利用者の増加に伴って増加している状況です。しかし、利用者や事業所が増える一方で、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児の受け皿の確保やその家族への周知はまだ十分ではありません。

そのため、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児の受け入れ体制を確保できるよう、事業所のみならず、保育所、学校又は病院等の他機関と連携を図り、情報収集に努めます。

(6) 医療的ケア児支援調整コーディネーター

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/月	1	1	1

令和元年度から配置している医療的ケア児等支援調整コーディネーターを引き続き配置し、医療的ケアが必要な障がい児や障がい者からの相談に対応し、必要に応じた支援や関係機関と連携を図ります。

3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業の過去の利用者数、利用量、伸び率や国が示す目標等を基に令和3年度から令和5年度までの見込み量です。

(1) 必須事業

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施事業数	2	2	2
相談支援事業				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	利用実人数 (人/年)	3	3	3
意志疎通支援事業				
手話通訳派遣事業	実利用者数	330	330	330
要約筆記者派遣事業	実利用者数	25	25	25
手話通訳者設置事業	実利用者数	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等件数 (件/年)	6	7	8
自立生活支援用具	給付等件数 (件/年)	17	19	21
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件/年)	22	24	26
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件/年)	20	22	24
排泄管理支援用具	給付等件数 (件/年)	2,100	2,200	2,300
在宅生活動作補助用具 (住宅改修)	給付等件数 (件/年)	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	受講者数 (人/年)	15	15	15
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
移動支援事業	利用者数 (人/年)	125	130	135
	延べ利用 時間数 (時間/年)	10,425	10,842	11,259

今後も基幹相談支援センターの周知を図るとともに、他機関や事業所等と連携を図りながら、障がい者の相談事業の充実を図ります。

障がい者の日々の生活や自立にあたり、情報・意思疎通支援用具や排泄管理支援用具等を給付する日常生活用具給付事業は欠かせません。また、聴覚障がい者にとって、外出先での手話通訳や要約筆記によるサポートは、コミュニケーションを取る上で必要不可欠なものとなります。

今後も利用者のニーズを把握しながら、支援が必要な方に支援が行きわたるよう、障害福祉サービスだけでなく、地域生活支援事業の周知を継続して行います。

(2) 任意事業

サービス種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	実施事業数	14	14	15
更生訓練費	利用実人数 (人/年)	65	70	75
日中一時支援				
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	27	29	31
県立太宰府特別支援学校 放課後等支援事業	利用者数 (人/年)	13	13	13
自動車運転免許取得・改造助成	利用実人数 (人/年)	5	5	5
レクリエーション活動支援 (水泳教室)	利用実人数 (人/年)	40	40	40
点字・声の広報等発行	利用実人数 (人/年)	8	8	8
発達障害児者家族等支援事業 (家族のスキル向上支援)	修了人数 (人/年)	20	30	40

任意事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて、特に本市で必要と思われる事業を実施しており、今後必要に応じて見直すこともあります。

就労支援や自立訓練への通所にかかる経費を助成する更生訓練費は、一般就労等の増加を目指すにあたり必要な事業であり、今後も継続していきます。

自動車運転免許取得・改造助成は、就職するにあたって、通勤に関する問題を抱えている身体障がい者等の一つの解決策にも繋がるため、今後も継続し、情報提供にも努めます。

4 その他事業について

様々な障がい者へのニーズに対応するために、障害福祉サービスや地域生活支援事業以外に本市が独自で行っている事業です。今後も障がい者のニーズや近隣市の状況等を勘案し、必要に応じて事業の見直しを行っていく予定です。

(令和3年3月31日時点)

サービス種類	サービスの内容
福祉タクシー料金助成事業	在宅の重度の障がい者に対し、タクシー利用料金を一部助成します。
配食サービス事業	買物や調理が困難な障がい者等に対し、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認をします。
住宅改造費助成事業	介護を要する障がい者等に対し、生活しやすい住宅に改造するための費用の一部を助成します。
福祉電話設置事業	外出困難な在宅の重度の身体障がい者に対し、連絡手段を確保するために、福祉電話を貸与するのと、設置料や基本料金等を助成します。
あんしんコール事業	在宅の重度の身体障がい者に対し、家庭内での急病や事故等の緊急時に通報できる通報装置を貸与します。必要に応じて、ホームヘルパー等の派遣や救急要請等を行います。
寝具洗濯サービス事業	在宅の身体障がい者の保健衛生上の維持向上を図り、介護者の負担を軽減するため、寝具等の洗濯、乾燥及び消毒を行います。
腎臓疾患患者福祉給付金	就労等の理由で午後5時以降に人工透析を受けている障がい者に対し、通院に伴う交通費を助成します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の給付を行います。

47 ページから 59 ページまでに記載している障害福祉サービス、地域生活支援事業やその他事業の詳細や利用方法等については、本市が毎年度発行している障がい者福祉のしおり「まごころ」に記載しています。



第4章

計画の推進体制

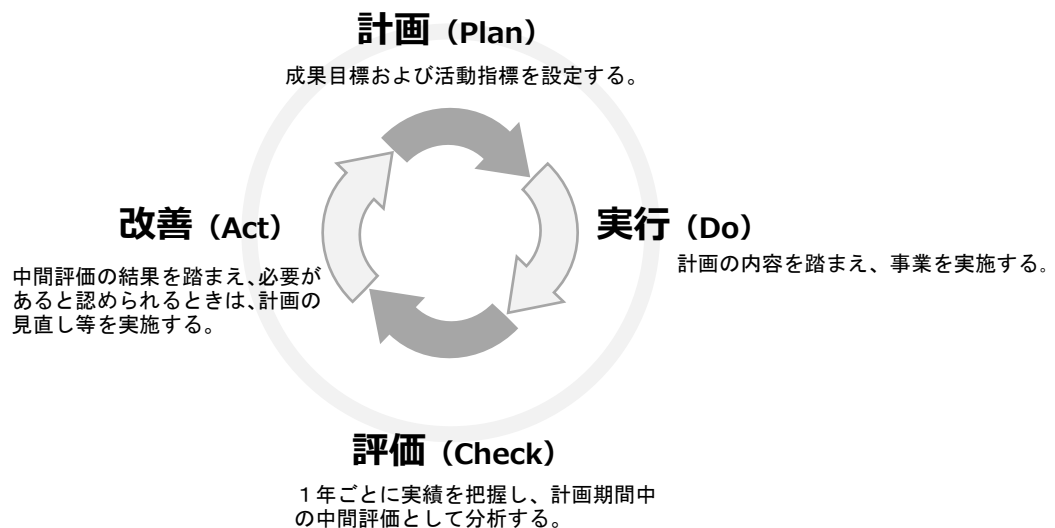
1 計画の推進のために

(1) 計画の見直し

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定等、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取組が一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとしてします。

(2) 計画の進捗管理

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を成果目標と位置づけ、各サービスの見込み量を活動指標としています。これらの指標に基づき、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及数値目標の達成状況等について、春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会から点検・評価を受けるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。





資料編

障がい福祉に関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画」の見直しにあたり、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査対象

春日市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの利用者

③ 調査期間

令和2年6月16日から令和2年7月3日

④ 調査方法

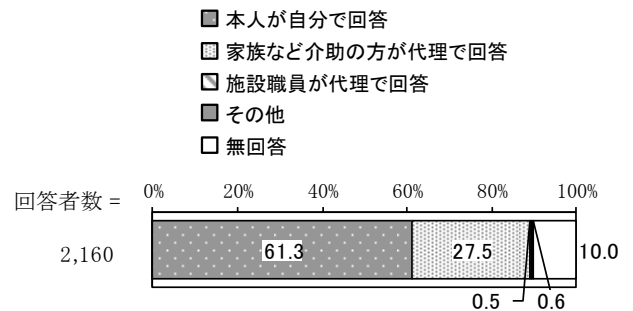
郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
5,068 通	2,160 通	42.6%

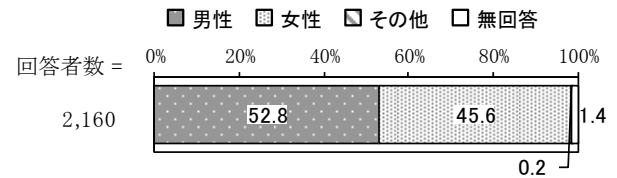
(2) 回答者属性

はじめに、この調査票にご回答いただく方はどなたですか。(〇は1つだけ)

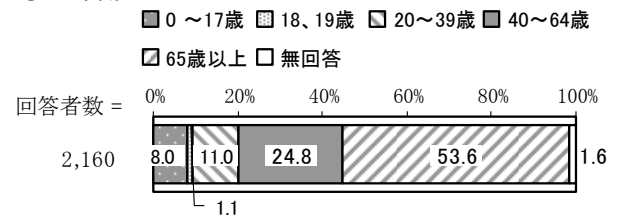


問1 あなたの性別と年齢をご記入ください。(それぞれ1つに〇)

① 性別



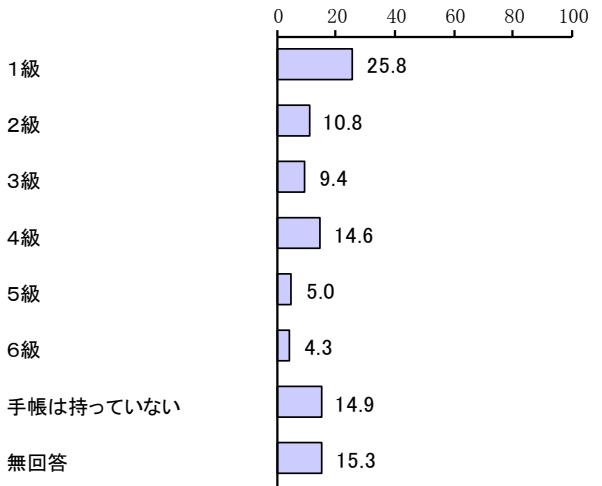
② 年齢



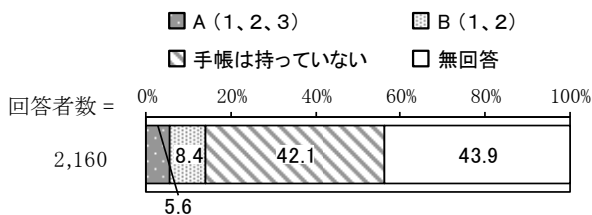
問3 あなたの手帳の等級、程度、障害児通所支援サービス(児童発達支援や放課後等デイサービスなど)の利用について、それぞれお答えください。(それぞれ1つに○)

① 身体障害者手帳

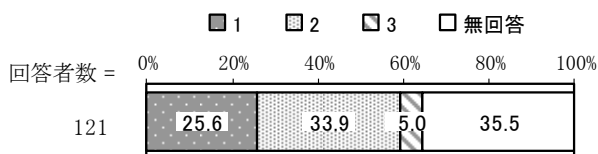
回答者数 = 2,160



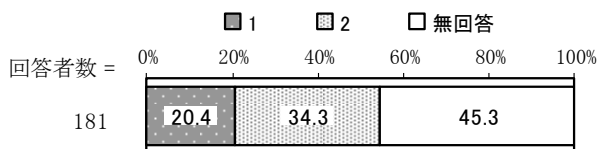
② 療育手帳



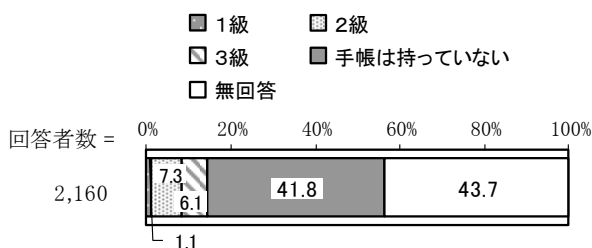
ア. 療育手帳Aの等級



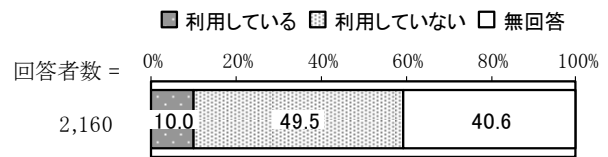
イ. 療育手帳Bの等級



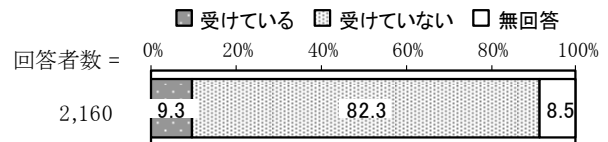
③ 精神障害者保健福祉手帳



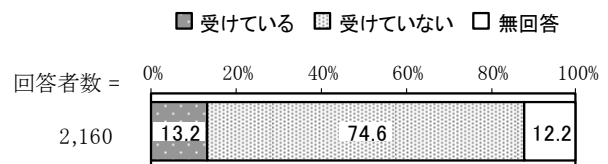
問3 障害児通所支援サービス(児童発達支援や放課後等デイサービスなど)



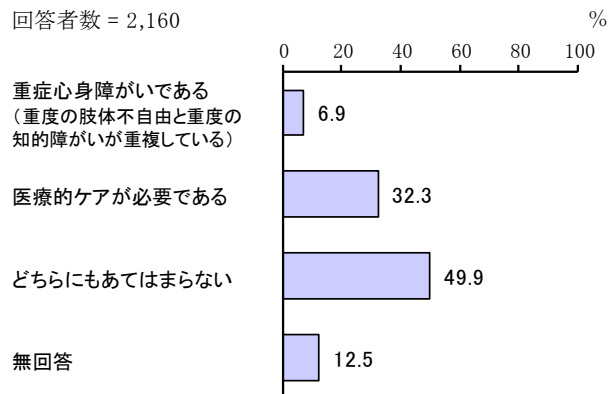
問4 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)



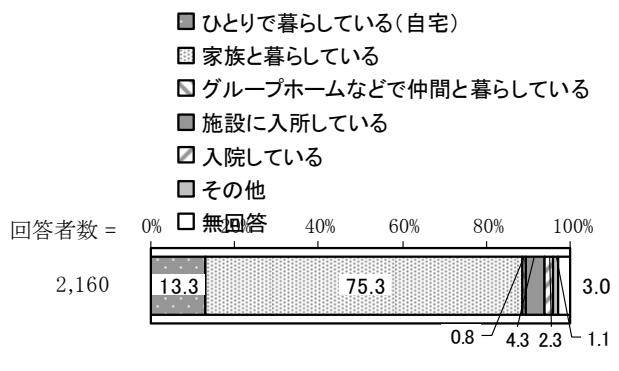
問5 あなたは、発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)



問6 手帳の所持の有無や等級にかかわらず、あなたの障がいは次のうち、どれにあてはまると感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

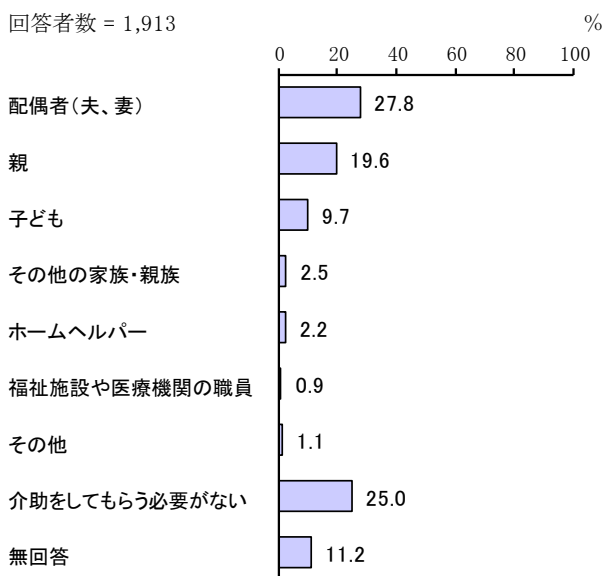


問7 あなたは現在、どのように暮らしていますか(1つに○)



問7で「ひとりで暮らしている（自宅）」または「家族と暮らしている」に○をつけた方のみお答えください。

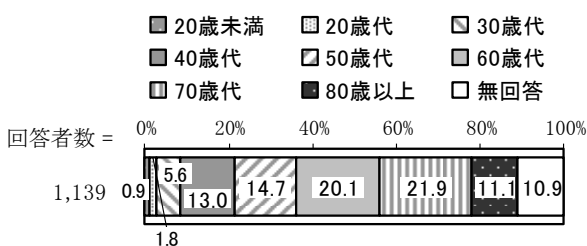
問7-1 主にだれに介助してもらっていますか。（1つに○）



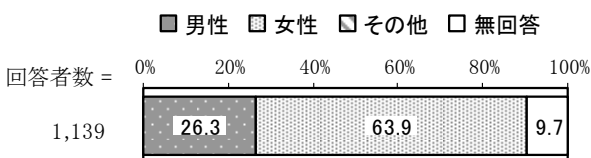
問7-1で「配偶者(夫、妻)」～「その他の家族・親族」のいずれかに○をつけた方（主に介助されている家族や親族の方）のみお答えください

問7-2 介助されている家族や親族の方で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

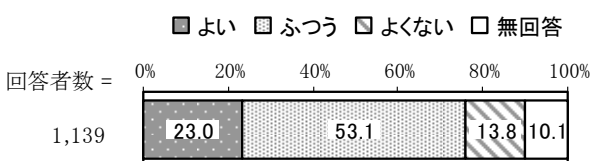
① 年齢（令和2年6月1日現在）



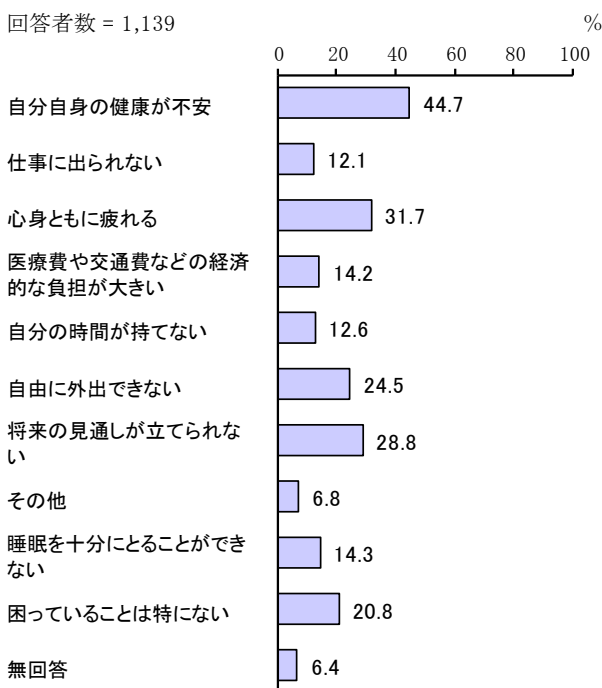
② 性別（○は1つだけ）



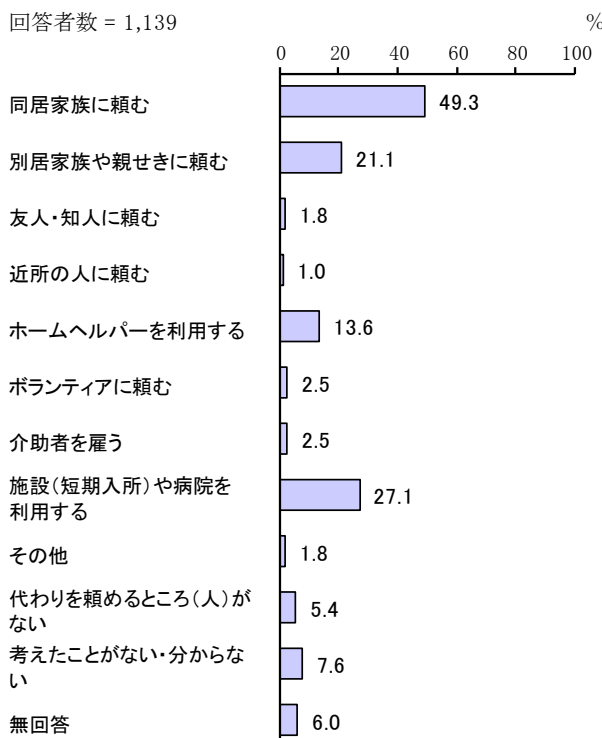
③ 健康状態（○は1つだけ）



問7-3 何かお困りのことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

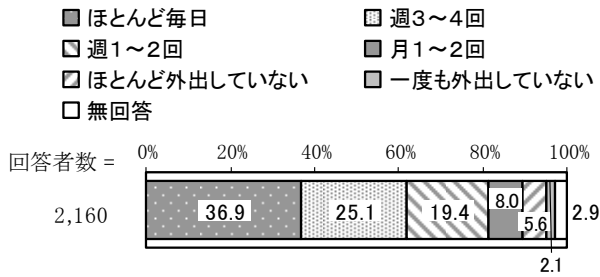


問7-4 あなたが、万一病気や事故等で、一時的に介助をすることができなくなった場合は、どうしますか。（あてはまるものすべてに○）

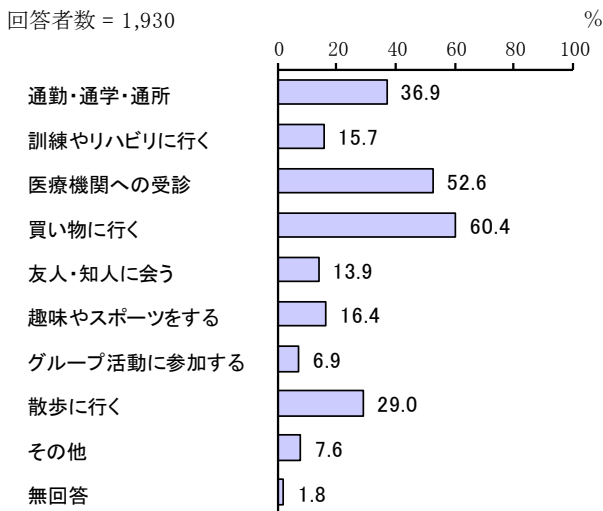


(3) 外出について

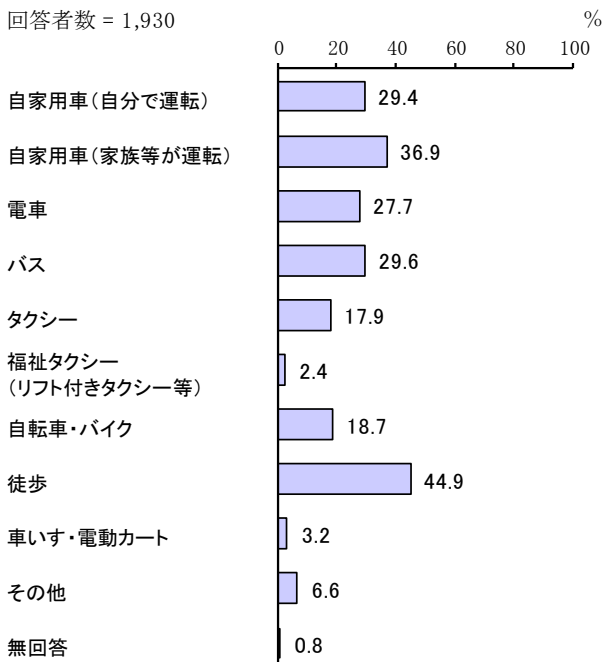
問8 あなたは、1年間にどのくらい外出をしましたか。(新型コロナウイルスによる影響は除きます。)(○は1つだけ)



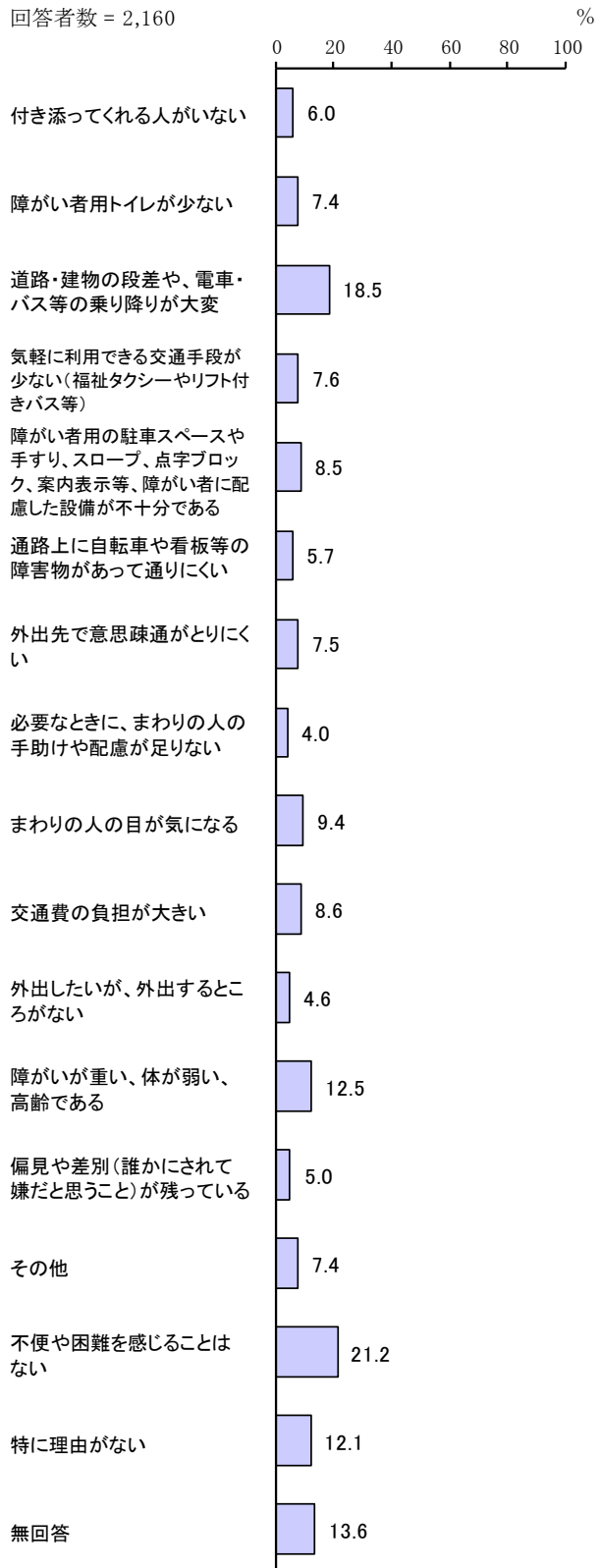
問8-1 外出の目的は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



問8-2 外出するときの交通手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



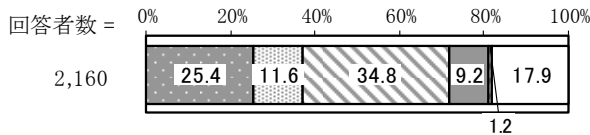
問8-3 あなたは外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じる人が多いですか。また、外出されない方は、外出しない(できない)理由をお答えください。(あてはまるものすべてに○)



(4) 就労・就学・日中活動について

問9 あなたは、現在就労・就学中ですか。
(○は1つだけ)

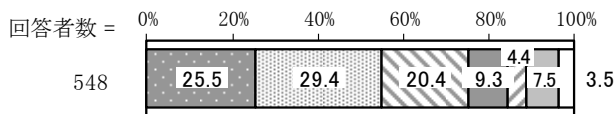
- 働いている
- 現在は働いていない(働けない)が、今後働きたい
- 現在は働いていない(働けない)し、今後も働く予定はない
- 現在、通園・通学中である
- 未就学である
- 無回答



問9で「働いている」に○をつけた方のみお答えください

問9-1 あなたはどのように働いていますか。
(○は1つだけ)

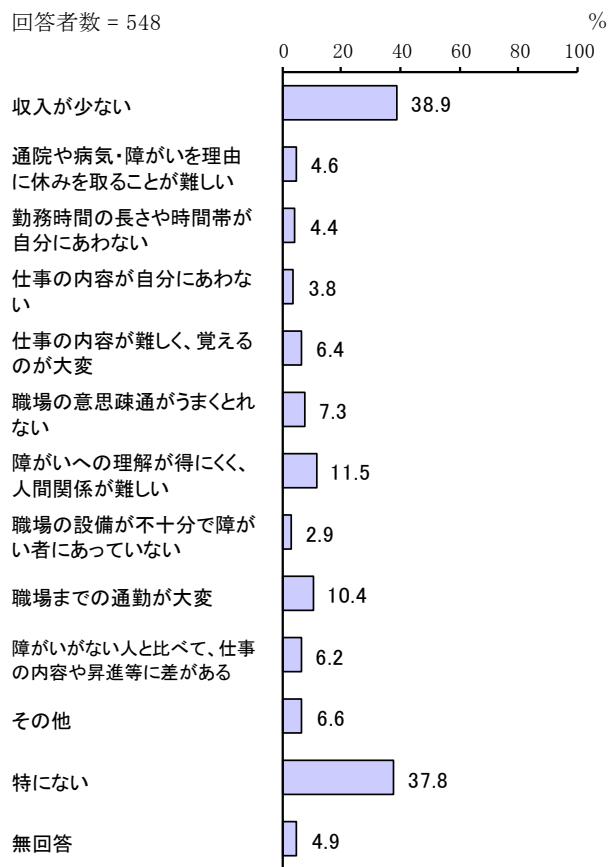
- 会社などで正社員・正職員として働いている
- 会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている
- 障がい者の就労を支援する施設や作業所で福祉的就労をしている
- 自営業を営んでいる
- 内職・自営業の手伝いをしている
- その他
- 無回答



問9で「働いている」に○をつけた方のみお答えください

問9-2 仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

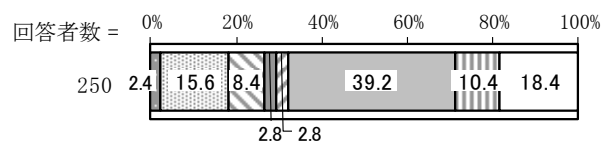
回答者数 = 548



問9で「現在は働いていない(働けない)が、今後働きたい」に○をつけた方のみお答えください

問9-3 現在、あなたが働いていない理由は何ですか。(○は1つだけ)

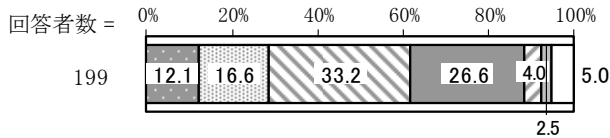
- 相談するところがない
- どんな仕事ができるか分からない
- 働くためにハローワークに通っているが、仕事が見つからない
- 面接や試験を受けているが、採用されない
- 家事・子育て・介護等をしている
- 病気・障がいなどの治療中である
- その他
- 無回答



問9で「現在、通園・通学中である」に○をつけた方のみお答えください

問9-4 現在、あなたが通学・通園している施設はどれですか。(○は1つだけ)

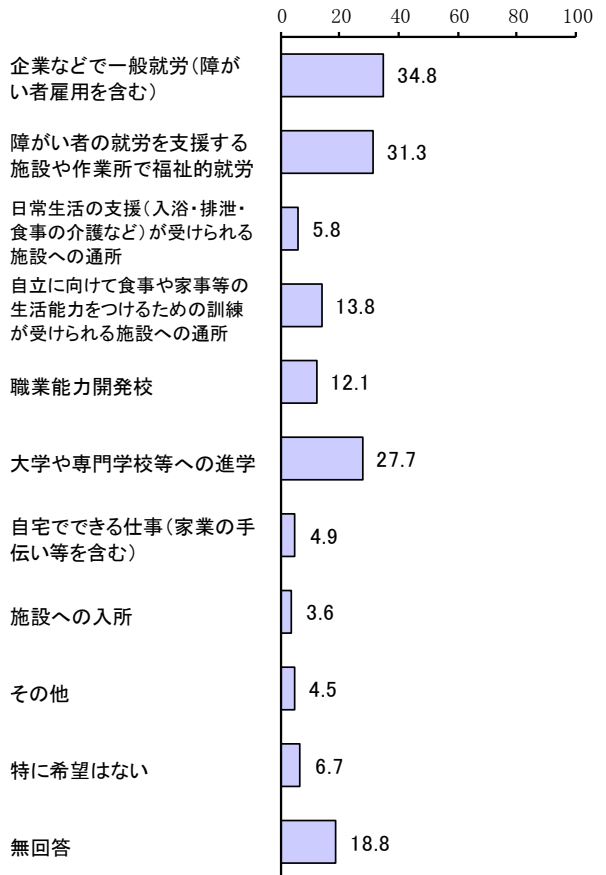
- 保育園、幼稚園、児童発達支援施設
- ▨ 小学校、中学校、高校の普通学級
- ▨ 小学校、中学校、高校の特別支援学級
- 特別支援学校
- ▨ 大学・短期大学・専門学校
- その他
- 無回答



問9で「現在、通園・通学中である」または「未就学である」に○をつけた方のみお答えください

問9-5 学校を卒業した後の進路について、どのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

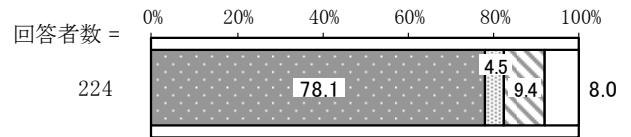
回答者数 = 224



問9で「現在、通園・通学中である」または「未就学である」に○をつけた方の保護者のみお答えください

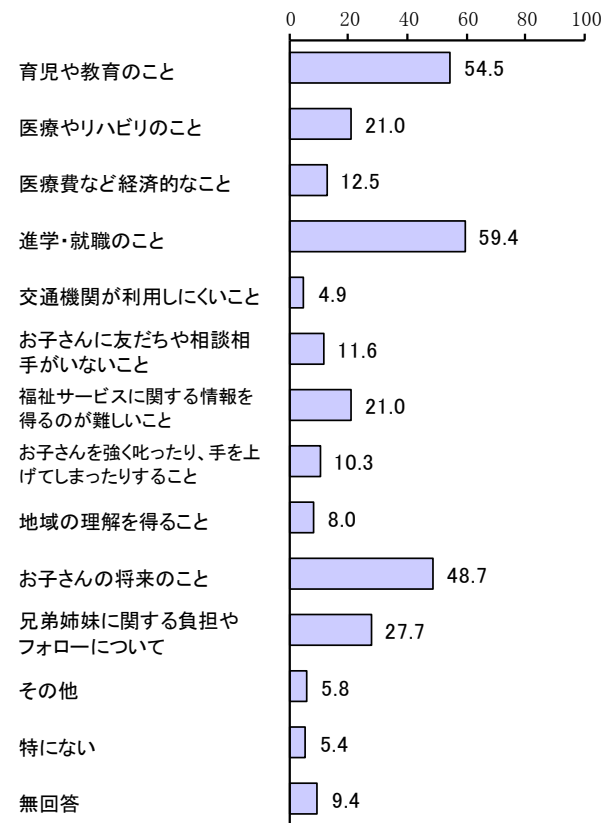
問9-6 これまでにお子さんに関することなどで相談したことがありますか。(○は1つだけ)

- 相談したことがある
- ▨ 相談したいがしていない
- ▨ 相談したことがない
- 無回答



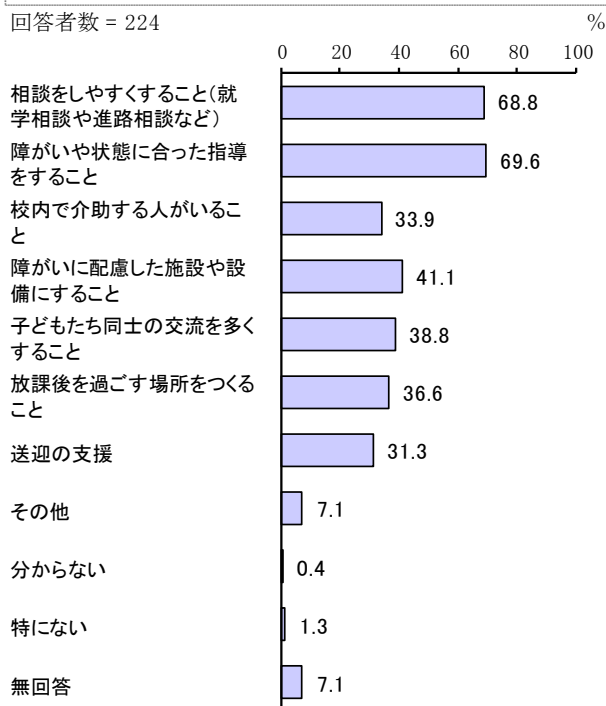
問9-7 相談したい内容は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 224



問9-8 障がいのある子どもの教育環境について、必要と思うものはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

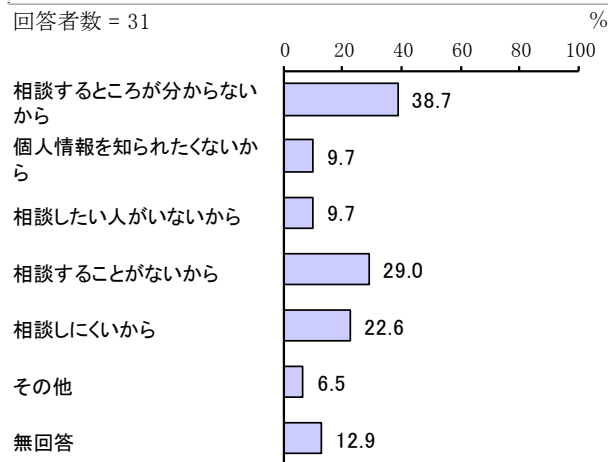
回答者数 = 224



問9-6で「相談したいがしていない」または「相談したことがない」と回答したのみお答えください

問9-10 その理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

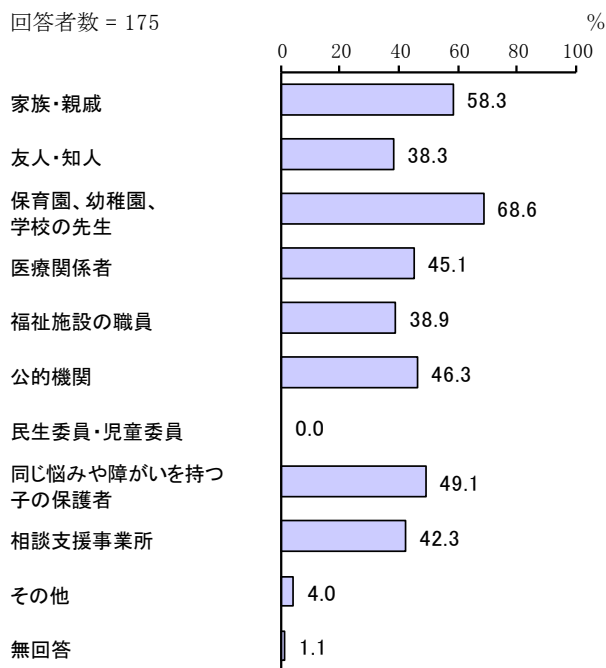
回答者数 = 31



問9-6で「相談したことがある」に○をつけた方のみお答えください

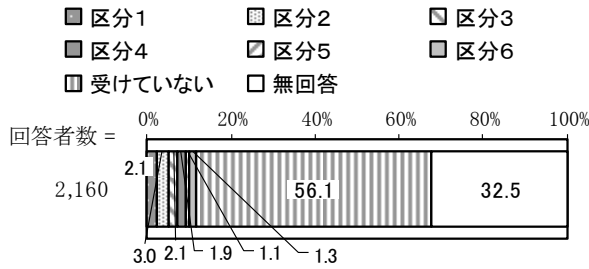
問9-9 だれに相談しましたか。
(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 175



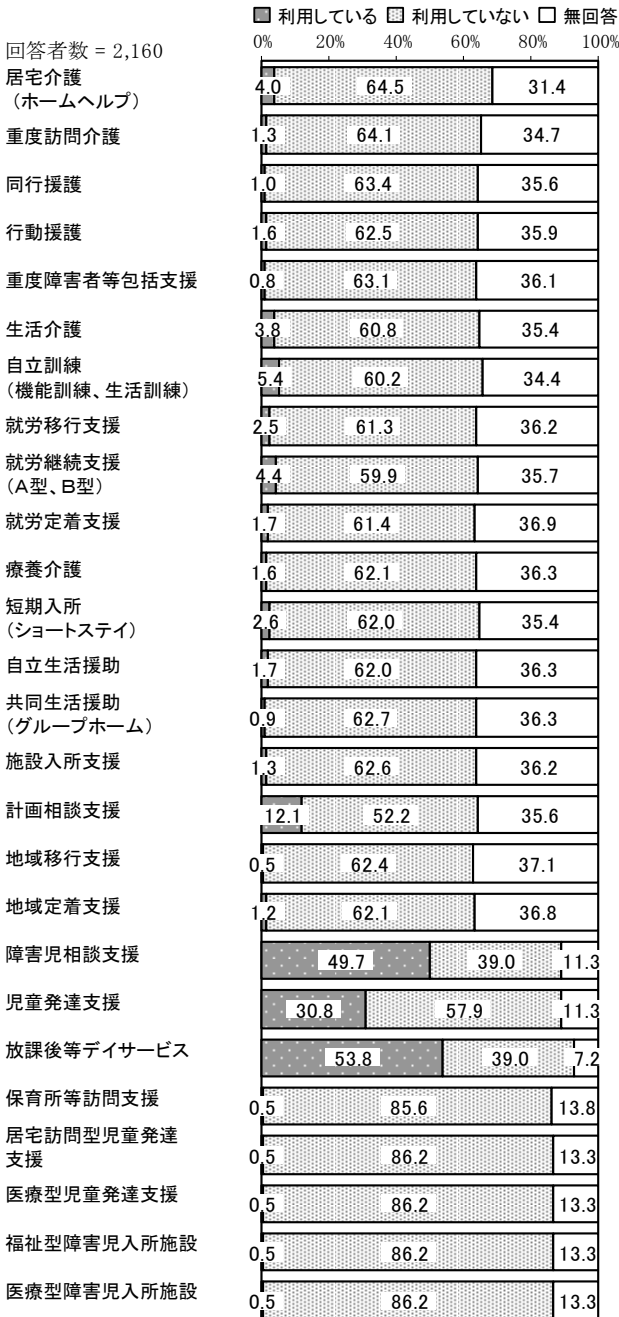
(5) 障がい福祉サービスについて

問 10 あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

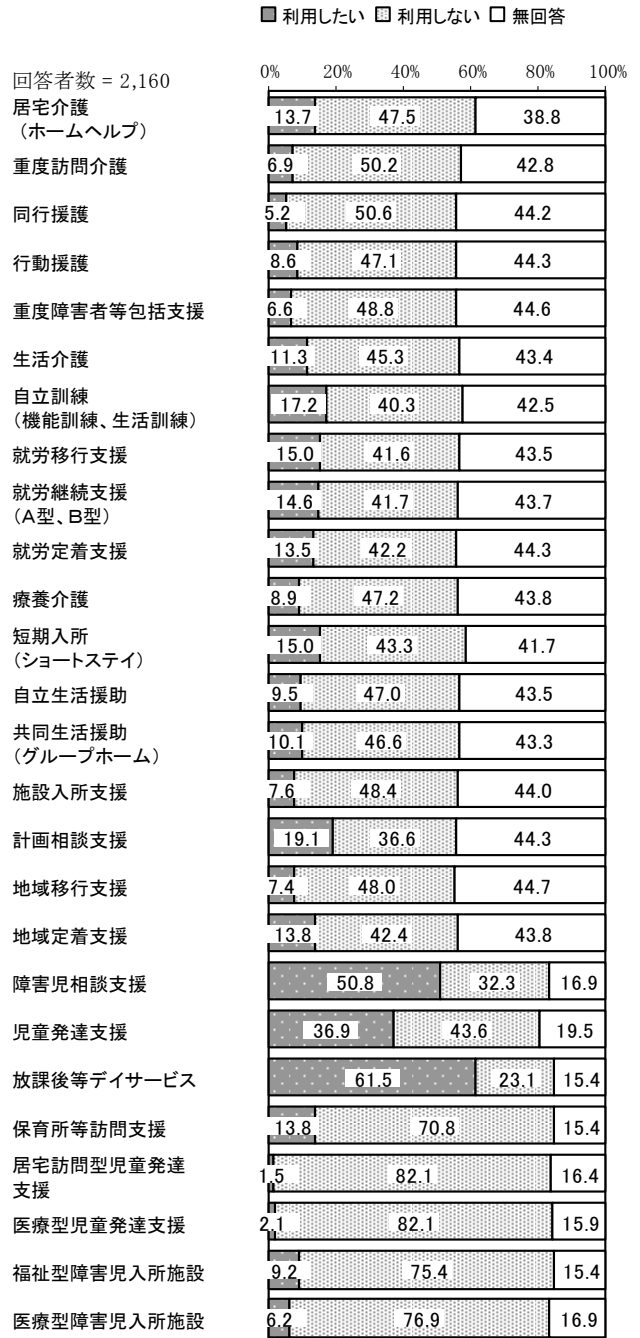


問 11 あなたは次の障がい福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(○はそれぞれ1つだけ)

①現在の利用状況



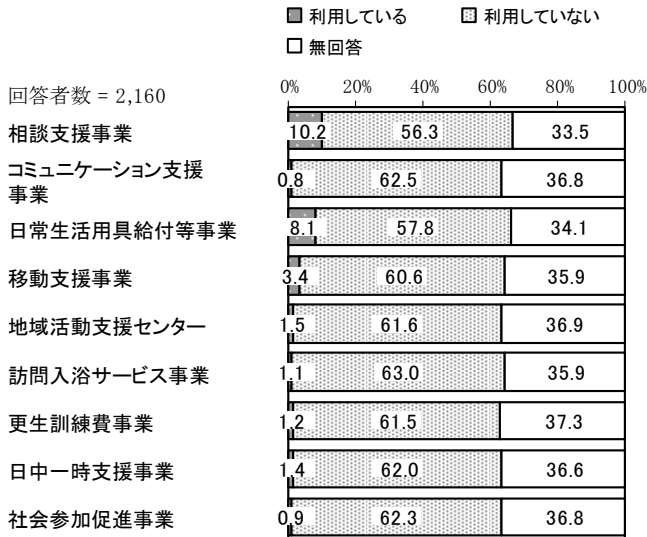
②今後の利用意向



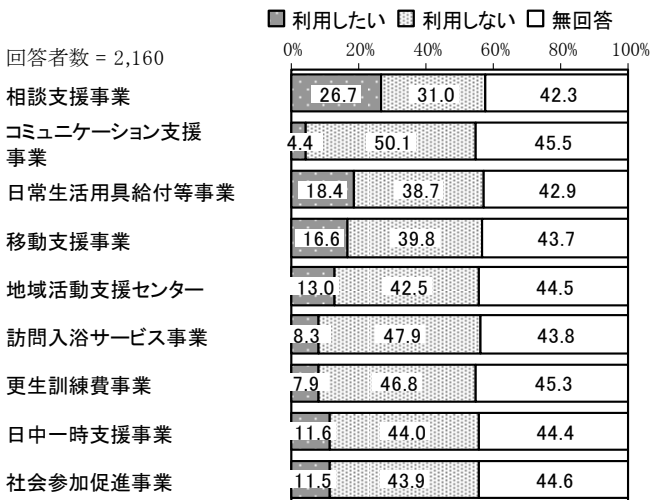
問 12 あなたは次の地域生活支援事業を利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(1から9のそれぞれについて、「①現在利用しているか」と「②今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください。(○はそれぞれ1つだけ)

① 相談支援事業

ア 現在の利用状況

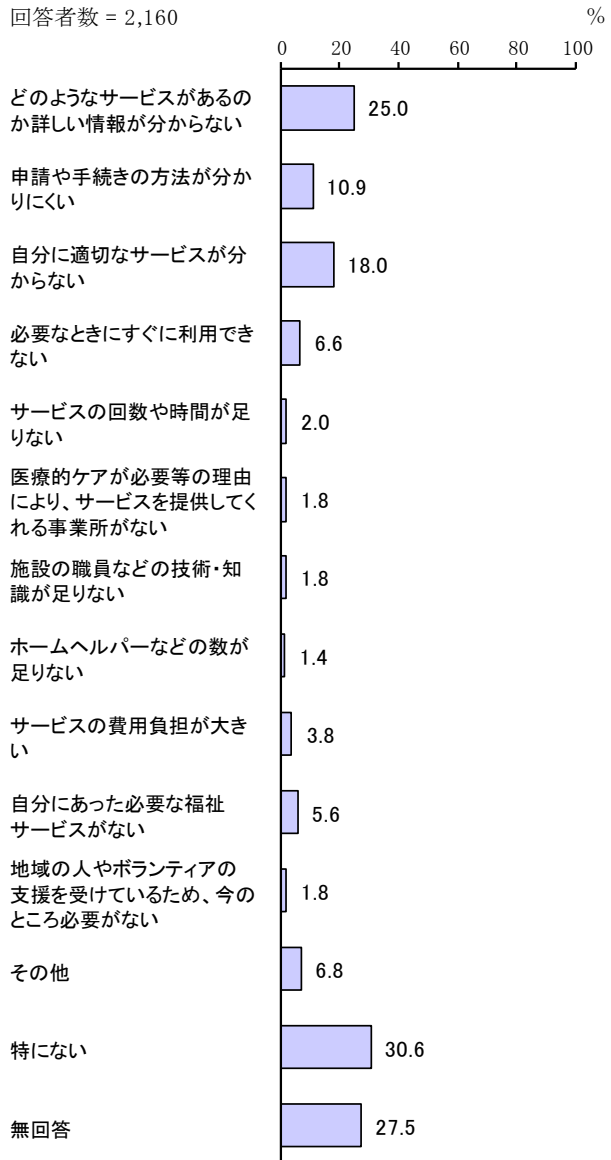


イ 今後の利用意向

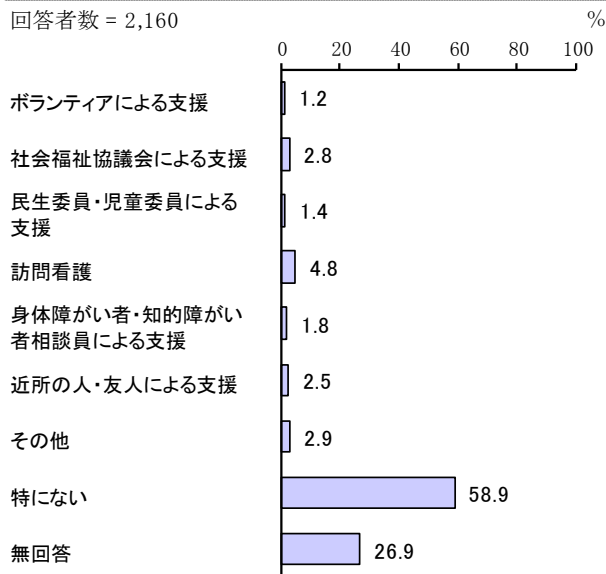


問 13 障がい福祉サービスを利用していない理由は何ですか。または、利用するにあたって、困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

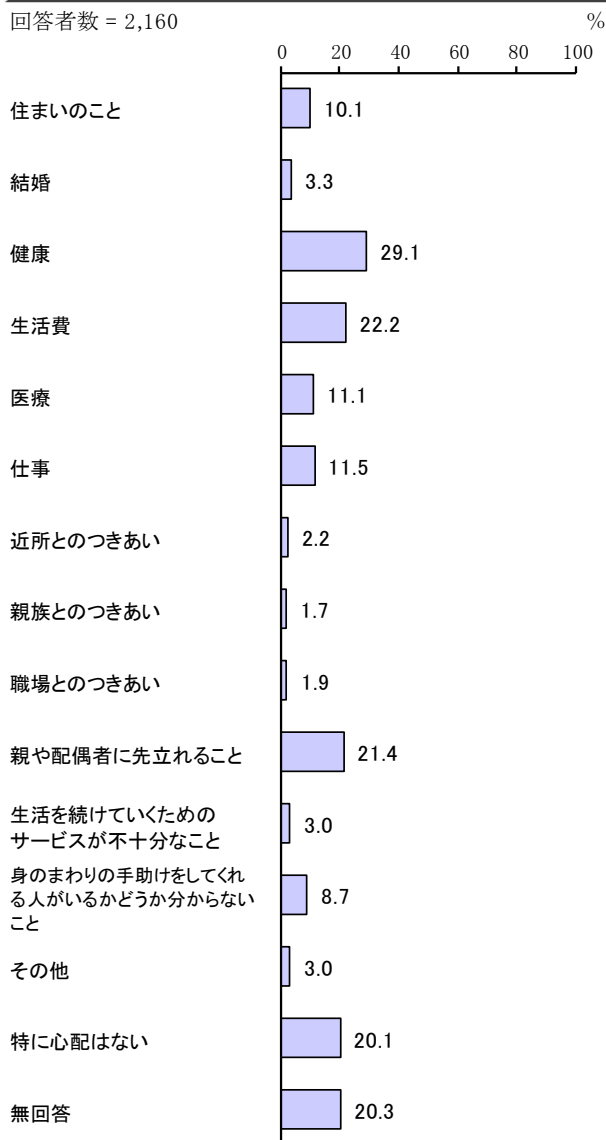
回答者数 = 2,160



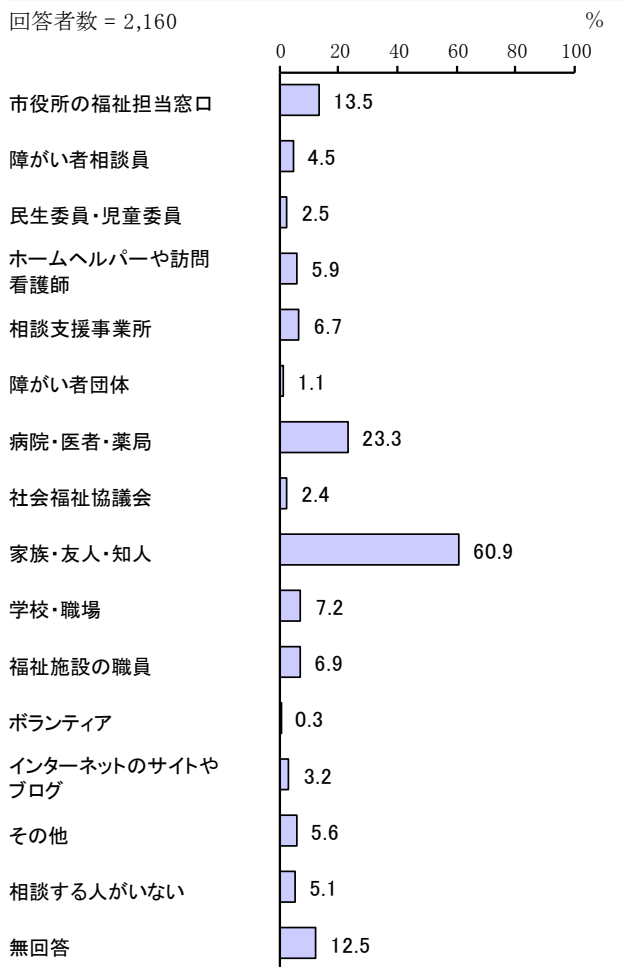
問 14 障がい福祉サービス以外で受けているサービスや支援はありますか。(あてはまるものすべてに○)



問 15 あなたが暮らしていくなかで、特に心配なことはありますか。(主なものを3つまでに○)

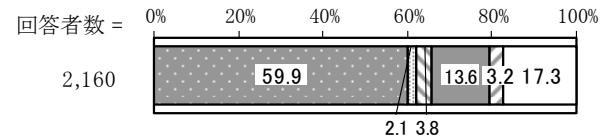


問 16 困ったときなどにいつも相談する相手は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)



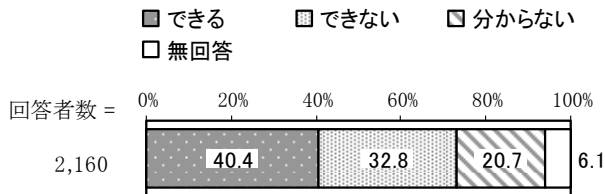
問 17 あなたの希望する暮らし方はどれですか。(○は1つだけ)

- 家族や親族と一緒に暮らしたい
- ほかの障がい者と共同生活をするグループホームなどで暮らしたい
- 病院や福祉施設などで暮らしたい
- ひとりで暮らしたい
- その他
- 無回答



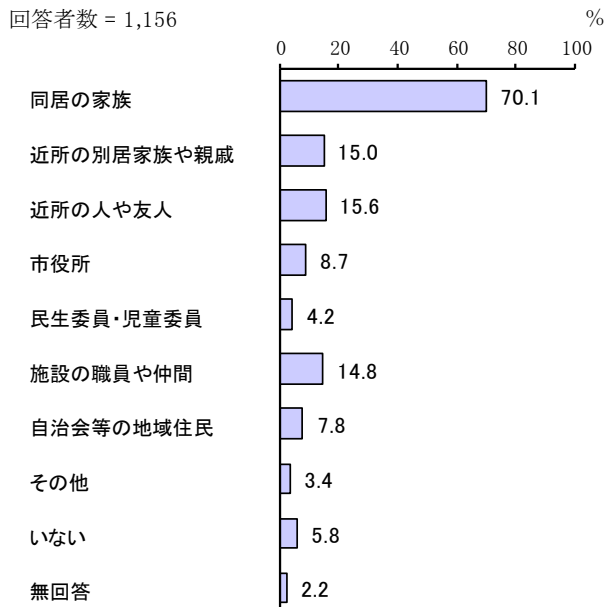
(6) 災害対策について

問 18 あなたは、災害時にひとりで避難できますか。(○は1つだけ)

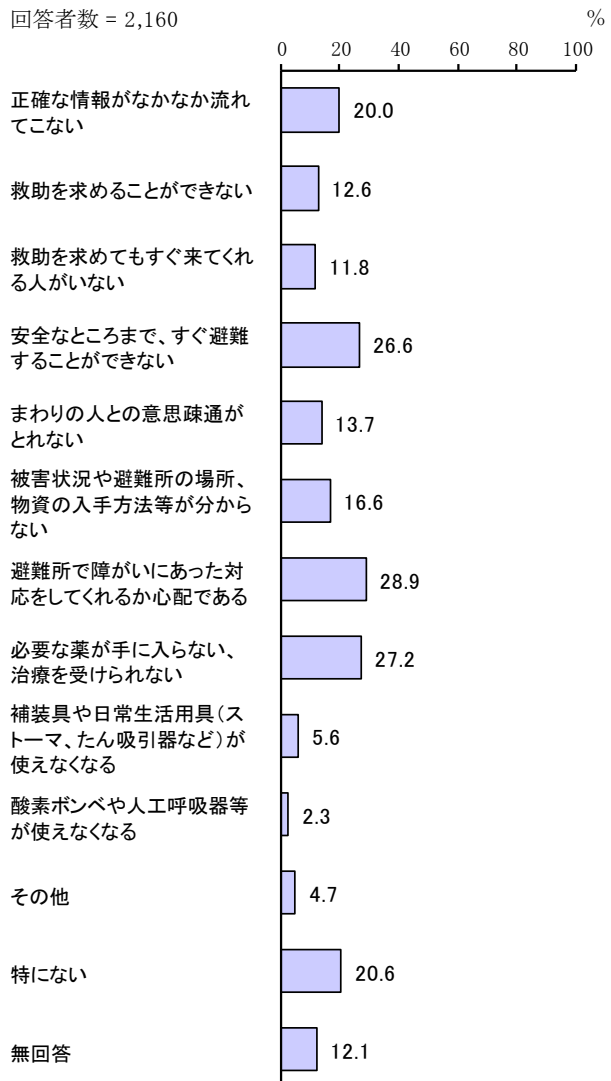


問 18 で「できない」または「分からない」に○をつけた方のみお答えください

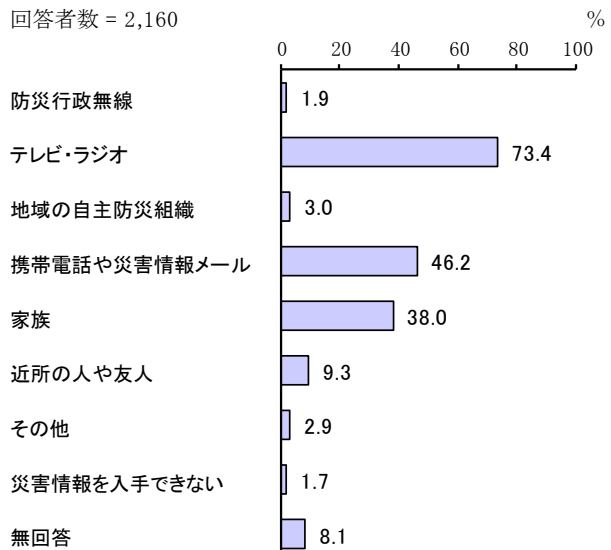
問 18-1 災害が起きて避難する場合、誰に支援をお願いしたいですか。(あてはまるものすべてに○)



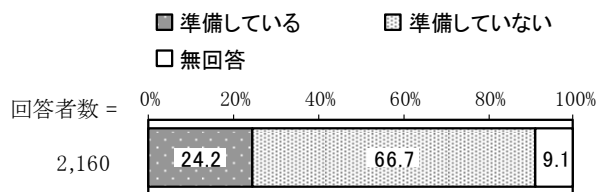
問 19 地震や台風等の大きな災害が起きた場合、どのようなことが心配ですか。(あてはまるものすべてに○)



問 20 あなたは、災害情報や避難情報をどのような手段で入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

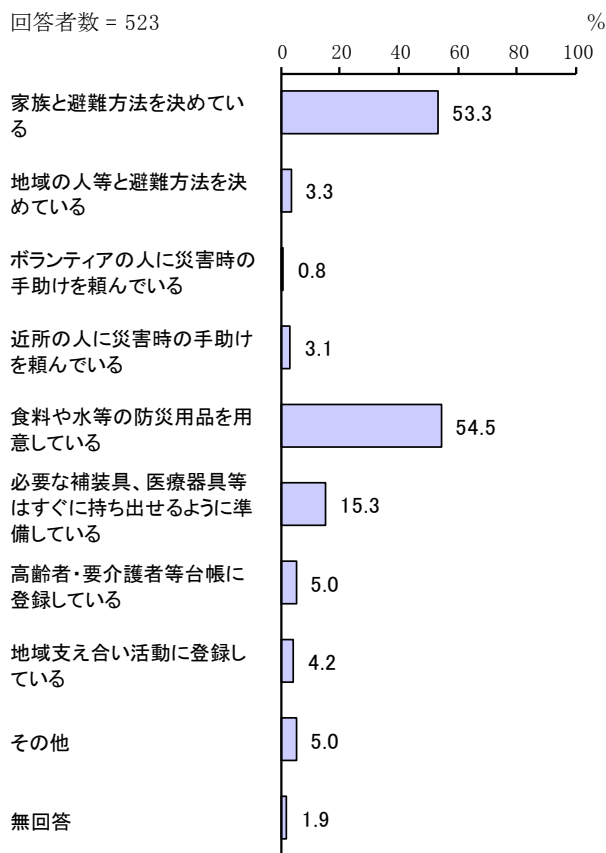


問 21 あなたは、災害が起きた時のために事前に準備をしていますか。(○は1つだけ)

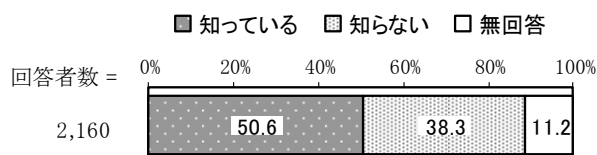


問 21 で「準備している」に○をつけた方のみお答えください

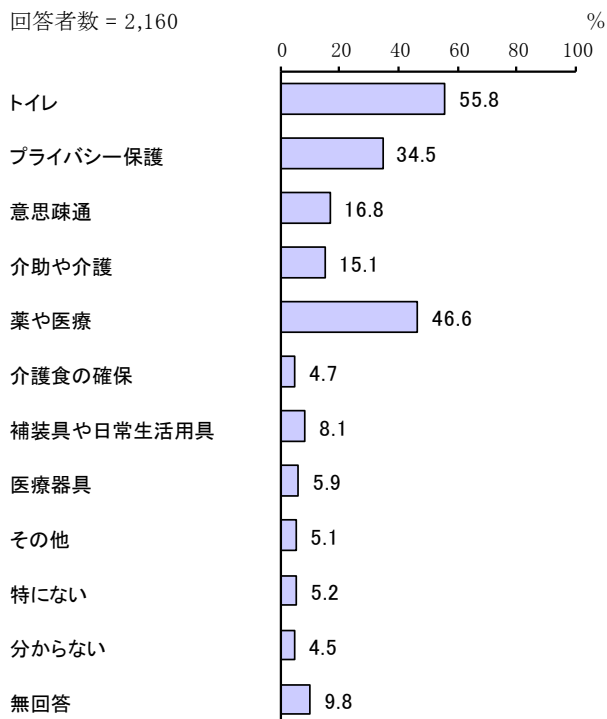
問 21-1 それはどのような内容のものですか。(あてはまるものすべてに○)



問 22 あなたは、災害時の避難先を知っていますか。(○は1つだけ)

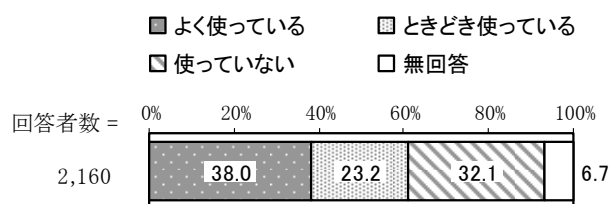


問 23 災害時に、避難所などで困られることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

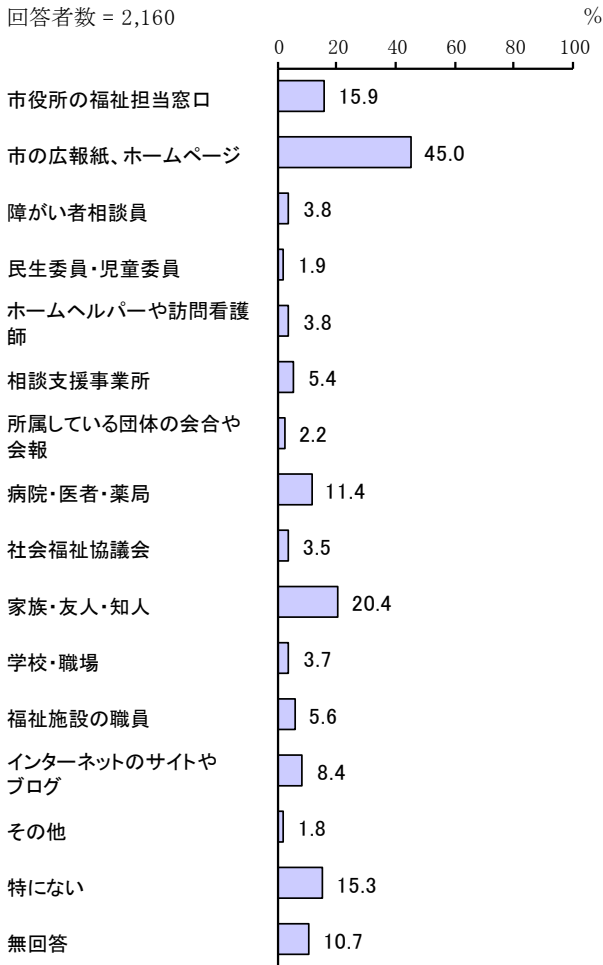


(7) 情報を得ることについて

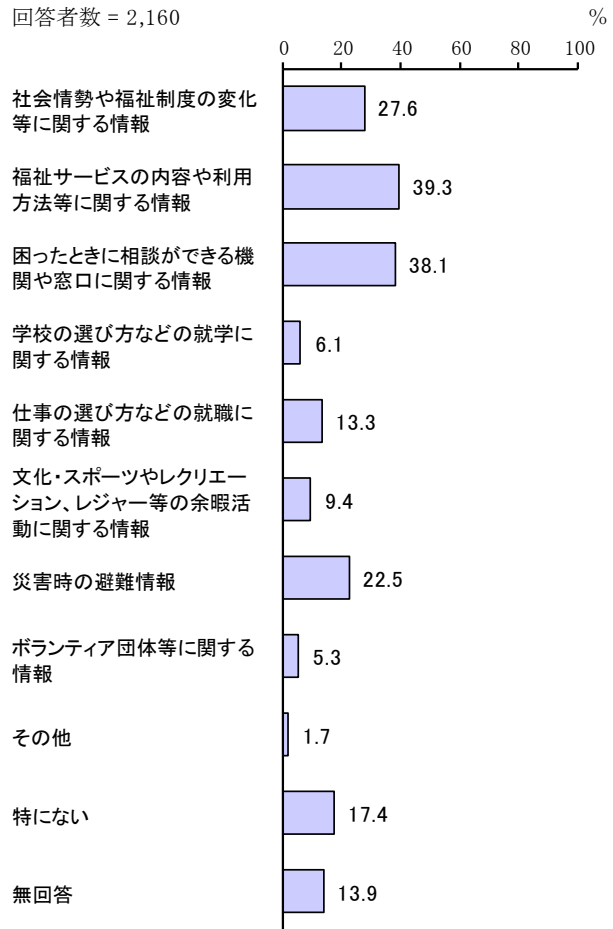
問 24 あなたはふだん、携帯電話やスマートフォン、SNS (ソーシャル・ネット・ワーキングサービス)、メール、インターネットを使っていますか。(○は1つだけ)



問 25 市が実施しているいろいろな福祉政策についての情報は何で知りますか。
(あてはまるものすべてに○)

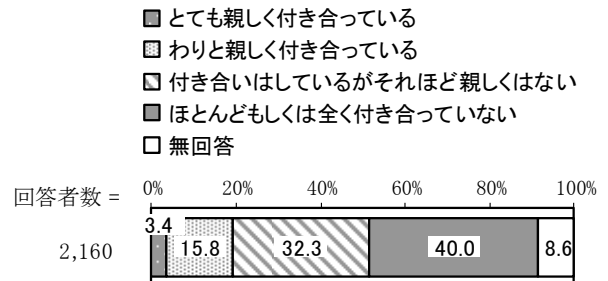


問 26 あなたにとって今後、特に充実してほしい情報は何か。
(あてはまるものすべてに○)



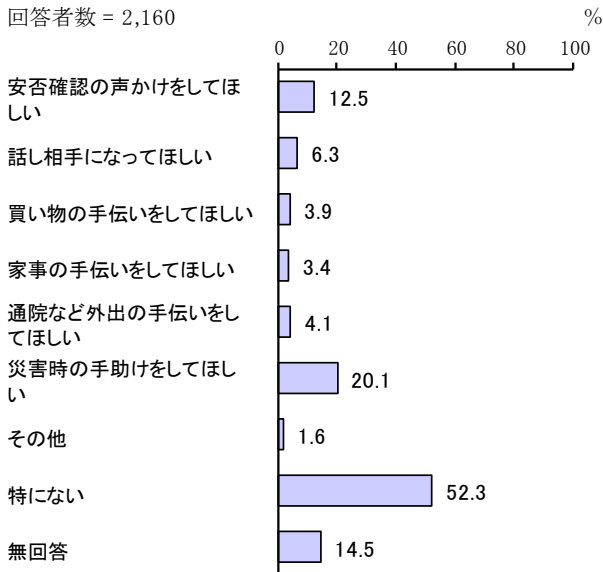
(8) 地域での生活について

問 27 あなたは、現在どの程度近所付き合いをしていますか。(○は1つだけ)



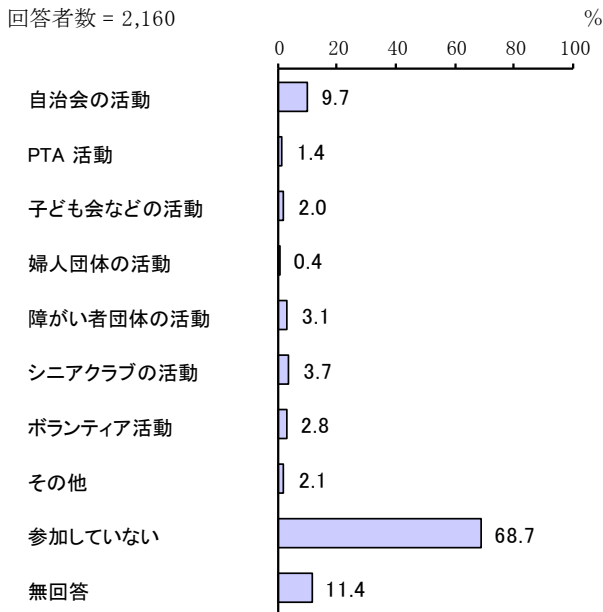
問 28 あなたは、地域で手助けしてほしいと思うことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 2,160



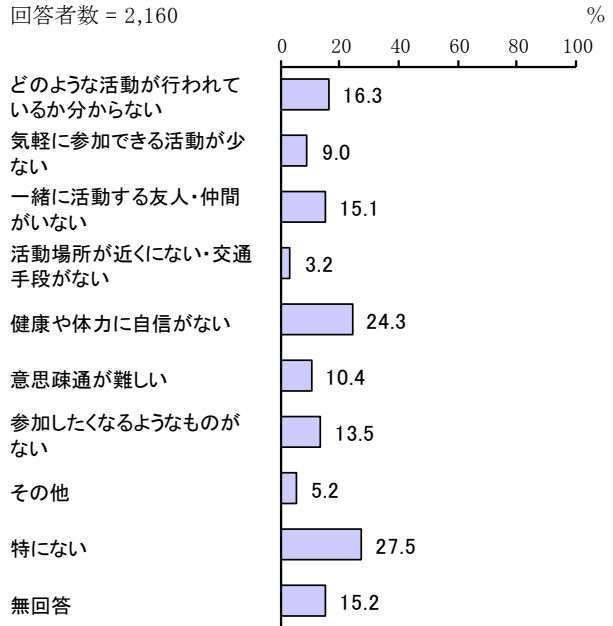
問 29 あなたは、現在どのような地域活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 2,160



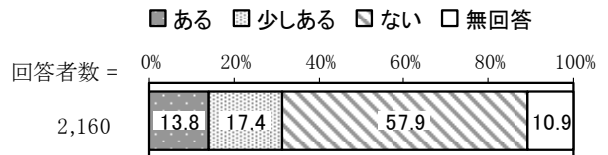
問 30 あなたが地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとした場合、そのさまたげになることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 2,160



(9) 権利擁護について

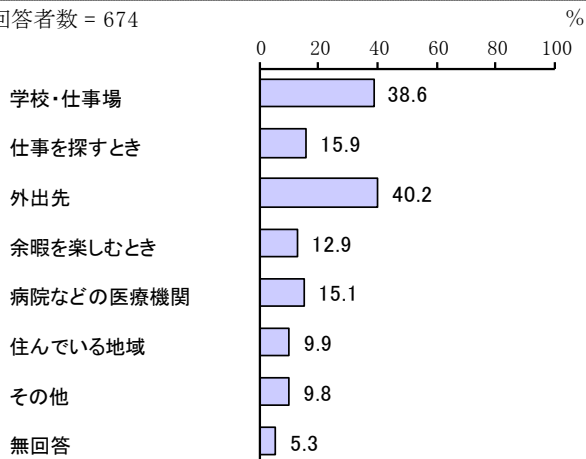
問 31 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)



問 31 で「ある」または「少しある」に○をつけた方のみお答えください

問 31-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 674

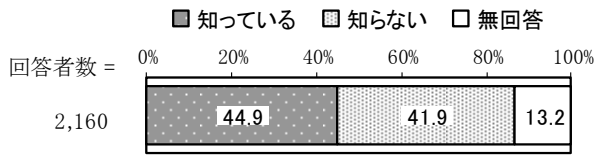


問 31-2 どのようなことがありましたか。

【主な意見】

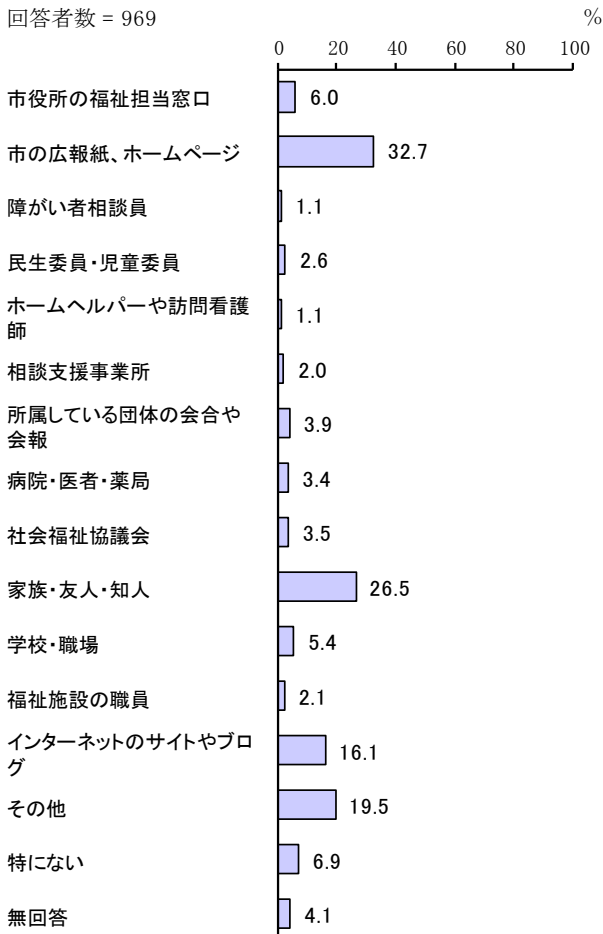
- ・じろじろ見られる
- ・学校でのいじめ
- ・車いすなので人にみられたり、イヤな目で見られたことがある
- ・変な目で見られる事がある
- ・障害を理解してもらえない など

問 32 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(○は1つだけ)

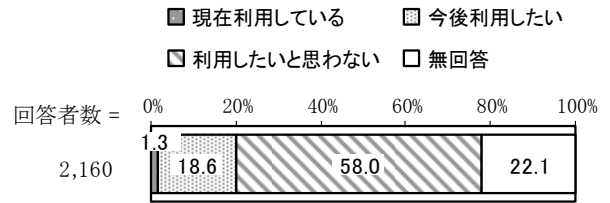


問 32 で「知っている」に○をつけた方のみお答えください

問 32-1 どのようにしてそれを知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

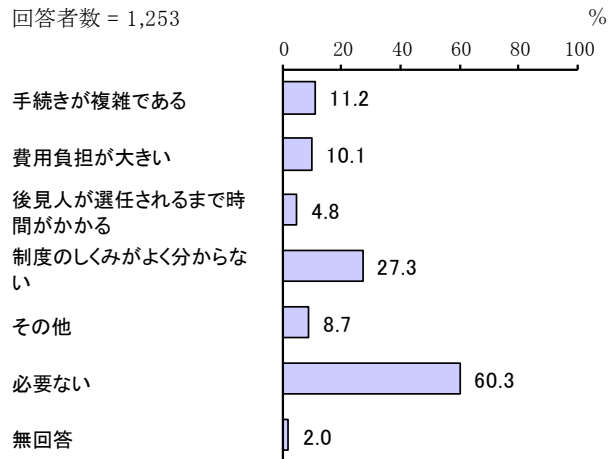


問 33 あなたは、今後の状況によっては成年後見制度を利用しますか。(利用する予定ですか。)(○は1つだけ)



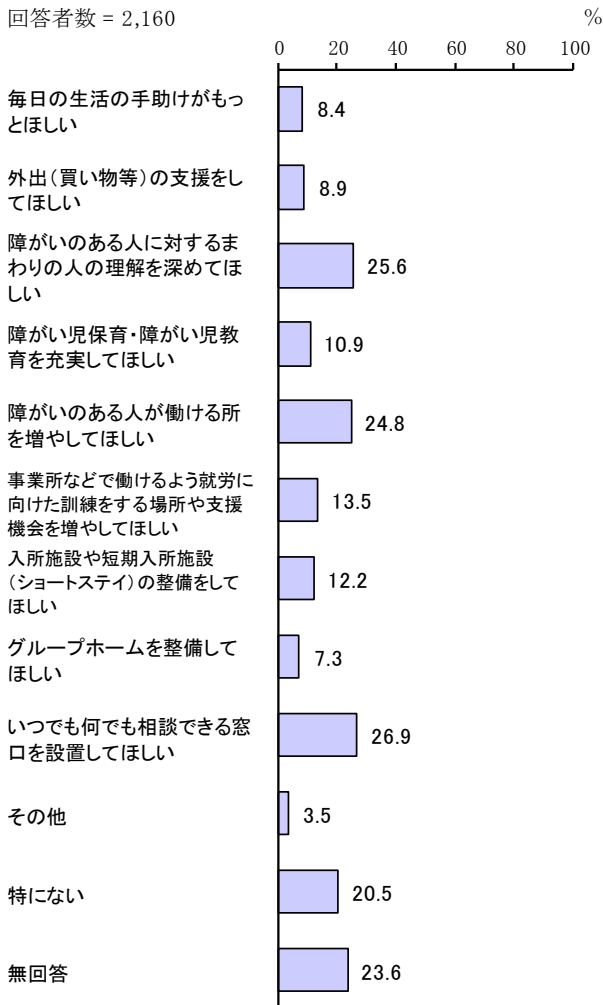
問 33 で「利用したいと思わない」に○をつけた方のみお答えください

問 33-1 成年後見制度を利用しない(したくない)理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



(10) 福祉全般について

問 34 障がい者（児）に対する支援として、どのようなことを充実すべきだと思いますか（5つまでに○）



問 35 市の障がい者（児）支援策に対する意見や、地域やボランティアの支援の中で、よかったことや助かったことがあれば、お書きください。

【主な意見】

- ・くれよんクラブや発達障がい支援施設が充実していて、助かります
- ・市役所で色々相談できた事が本当に良かったです
- ・デイサービスを詳しくわかりやすく紹介して頂いたこと など

問 36 新型コロナウイルス感染症について、困ったことなどがあれば、お書きください。

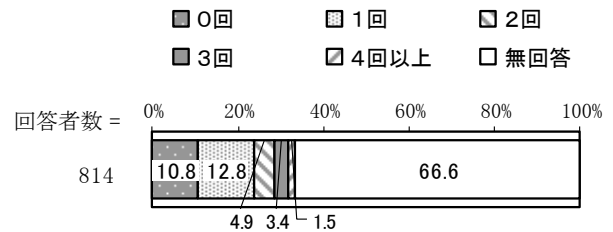
【主な意見】

- ・外出出来ないこと
- ・感染した時の対処の仕方
- ・仕事がなくなった
- ・マスク、消毒液など予防に必要な物資の不足
- ・感染がこわくて誰も頼れなかったこと など

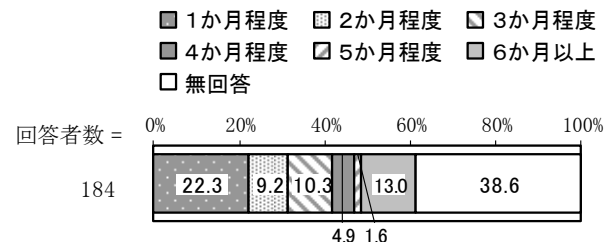
(11) 重症心身障がいの方、医療的ケアが必要な方へ

問 38 過去1年間で入退院は何回ありますか。また、入院期間をお答えください。

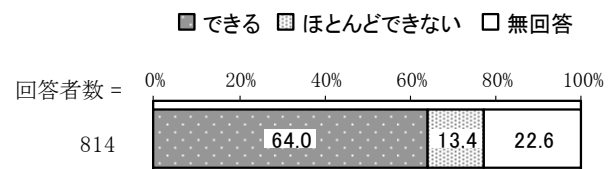
① 回数/年



② 期間



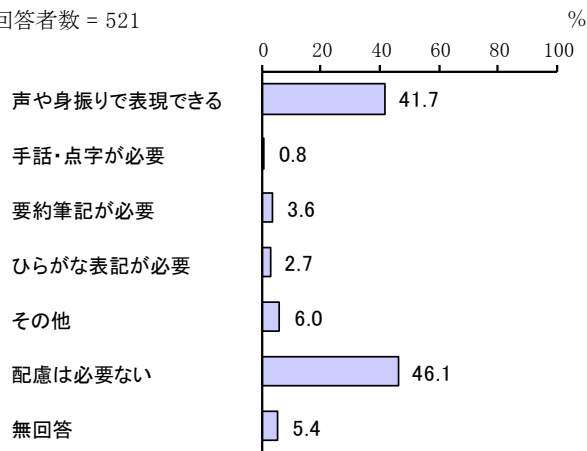
問 39 コミュニケーションはできますか。（○は1つだけ）



問 39 で「1. できる」に○をつけた方のみお答えください

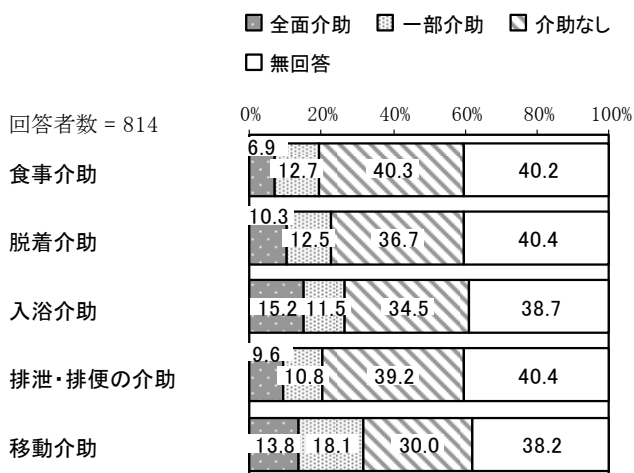
問 39-1 どのようにコミュニケーションをとりますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 521



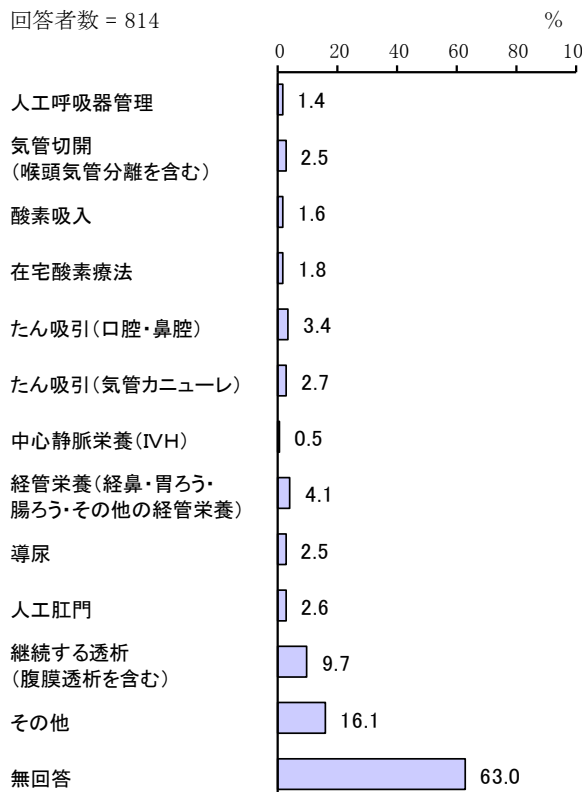
問 40 日常生活においてどれくらい介助が必要ですか。(あてはまるもの○)

回答者数 = 814



問 41 あなたが現在受けている医療的ケアを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 814



春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会 設置要綱

(令和2年3月25日告示第81号)

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定に当たり、必要な検討を行うため、春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、13人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体、福祉関係団体等が推薦する者
- (3) 市民(前2号に掲げる者を除く。)

2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

(依頼期間)

第3条 委員の依頼期間は、1年とする。ただし、市長は、依頼期間中であっても、必要があるときは、依頼を解くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉支援部福祉支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会 委員名簿

(順不同)

区分	選出団体	職名	氏名
学識経験者	学校法人 筑紫女学園大学	教授	山崎 安則
医療及び 福祉関係団体が 推薦する者	福岡県児童相談所	相談第二課長	淡地 千尋
	春日市身体障害者福祉協会	会長	篠原 比呂志
	手をつなぐ育成会かすが	知的障がい者相談員	茨木 喜代子
	筑紫地域精神障害者家族会 五筑会	春日支部世話人	椛嶋 和幸
	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会	地域福祉課長	白水 清
	社会福祉法人 はるかぜ福社会	相談支援専門員	辻 誓子
	福岡プライマリケア訪問看護 ステーション	代表取締役管理者	熊谷 紀子
	医療法人 西江こころのクリニック	サービス管理責任者	垣田 大州
	春日市自治会連合会	若葉台東自治会長	廣田 茂忠
教育委員会	特別支援教育士	染原 レイ子	
市民		市民公募	白水 成美

策定経過

年月日	会議等	内容						
令和2年5月27日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第1回）	○第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画について ○会議のスケジュールについて ○アンケートについて						
令和2年6月16日～7月3日	アンケート調査の実施	対象：春日市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの利用者 調査方法：郵送による配布・回収 回収状況： <table border="1" data-bbox="991 786 1410 904"> <tr> <td>配布数</td> <td>5,068通</td> </tr> <tr> <td>有効回答数</td> <td>2,160通</td> </tr> <tr> <td>有効回答率</td> <td>42.6%</td> </tr> </table>	配布数	5,068通	有効回答数	2,160通	有効回答率	42.6%
配布数	5,068通							
有効回答数	2,160通							
有効回答率	42.6%							
令和2年7月29日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第2回）	○アンケート調査の集計結果について ○アンケート調査からみる課題について						
令和2年9月30日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第3回）	○アンケート調査結果報告について ○計画の目次構成について ○計画の基本理念、計画の方向性について						
令和2年11月11日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第4回）	○第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画の内容について						
令和2年12月24日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第5回）	○第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画（案）について						
令和3年1月20日～2月3日	パブリックコメントの実施	意見提出者数 3人 意見数 15件						
令和3年3月3日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第6回）	○パブリックコメントの実施結果について ○第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画最終案について ○概要版について						

用語解説

【あ行】

医療的ケア

経管栄養、気管切開部の衛生管理、たん吸引等、障がい者に対して日常的・応急的に行う医療行為のこと。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施し、地域の実情に応じて障がい者やその家族に必要な支援や情報提供を行うところ。

子ども発達支援室

就学前の乳幼児から15歳までの児童を対象とした発達に関する相談等を実施し、必要に応じて、保育所・幼稚園、小中学校、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所等と連携し、教育・福祉の切れ目ない支援を実施する機関。

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行う等、地域における中核的な支援施設。

障害者基本法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う拠点施設。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあると認定された人に対して交付される手帳。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に定める一定程度の精神障がいの状態にあると認定された人に対して交付される手帳。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人に対し、本人に代わって財産の管理や生活上必要な手続等を行う等の支援をする人を定める制度。

【た行】

地域活動支援センター

障がい者の自立支援と社会参加の促進のために、日常生活に関する相談や地域との交流支援等を行う機関。

地域自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。筑紫地区については、春日市、大野城市、那珂川市、太宰府市、筑紫野市の5市からなる圏域で設置している。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

【ら行】

療育手帳

知能の発達に障がいがあると認められる場合に交付される手帳。

第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画

令和3年3月

編集・発行 春日市福祉支援部福祉支援課
〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5
電話 092-584-1111 FAX 092-584-1154
e-mail fukushi@city.kasuga.fukuoka.jp



みんなで
春をつくろう

